

### 第3回 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議：ヒヤリング・レジюме

2020年2月10日

公益財団法人助成財団センター 理事長 山岡義典(代表理事)  
同 専務理事 田中 皓(代表理事)

1. 助成財団センターの紹介と助成財団の状況 ー田中 (4分)

- ・助成財団センターについて
- ・助成財団センターの会員について
- ・公益法人制度改革後の助成財団の現状について

2. 「想定される基本的な論点」への意見 ー山岡・田中(14分)

[助成財団の視点からー資料3によって]

- (0) 公益法人のガバナンスのあり方 ー不祥事の分析に基づく対策をー
- (1) 評議員・社員のあり方 ー評議員の独立性とは何かー
- (2) 役員のあり方 ー理事・監事の独立性とは何かー
- (3) 外部監査体制の徹底 ー現状の問題が何かを確認しなければ…ー
- (4) ガバナンスの自律性と透明性の確保 ーそれぞれの法人の自主性をー
- (5) その他 ー現状の問題が何かを確認しなければ…ー

3. より豊かな公益社会にむけて制度全体の見直しの検討を ー山岡 (2分)

[質 疑] ー山岡・田中(15分)

資料1 助成財団センターの紹介 (パンフレット等)

資料2 日本の助成財団の現状

資料3 ヒヤリングメモ (「想定される基本的な論点」を中心に)

## 1. 助成財団センターの紹介と助成財団の状況

## (1) 助成財団センターの概要 (別添パンフレット参照)

## 1) 目的・事業

助成団体や助成金を必要としている方々に関する日本で唯一の「中間支援センター」「情報センター」「広報センター」としての機能を発揮した事業に取り組み、民間公益活動の発展・向上に寄与する。

- －全国の助成団体等に関する情報を収集し、必要とする方々への情報提供。  
(助成財団に関する日本で唯一のデータベースを構築)
- －助成・表彰・奨学の事業に取り組む助成財団等の健全な発展と育成。
- －助成活動について社会一般の理解促進に努める。

## 2) 歴史

- 1985年11月 トヨタ財団を中心とする22財団の発起人により、公益法人協会から独立し任意団体として「助成財団資料センター」を設立
- 86年05月 雑誌「助成財団」の創刊
- 86年11月 第1回「会員の集い」(現「助成財団フォーラム」)の開催 現在に至る
- 87年05月 「助成団体要覧1988年」創刊 現在に至る
- 88年04月 基本財産約5億円の寄付金により、総理大臣の許可を得て「公益法人 助成財団資料センター」を設立  
基本財産5億円のうち、3億円は82の助成財団、2億円は経団連の協力を得て企業及び業界団体310社からの寄付による民間公益財団として設立
- 88年08月 第1回「助成団体データベース」調査票の発送 現在に至る
- 92年05月 「DIRECTORY OF GRANT-MAKING FOUNDATIONS IN JAPAN」
- 95年04月 機関誌「JFC VIEWS」発刊 現在に至る
- 95年04月 雑誌「助成財団」を改編し「助成財団 募集要覧11月「助成財団決定要覧」創刊
- 96年06月 「公益法人 助成財団センター」へ法人名称変更(総理大臣の承認)
- 04年02月 「募集要覧」を改編し「助成金応募ガイド」を創刊 現在に至る
- 07年10月 センター設立20周年記念として「民間助成イノベーション—制度改革後の助成財団のビジョン—」を刊行
- 09年09月 「公益財団法人 助成財団センター」に移行 現在に至る。
- 19年05月 制度改革10年間の振り返り、「制度改革が助成財団及ぼした影響と今後の課題」を刊行

## (2) 助成財団センターの会員について

## 1) 助成財団等の数

平成30年度「公益法人の概況」(内閣府 令和元年12月)によると、公益目的事業の事業類型別の法人数では、(13)助成事業(公募型)の法人数は2,930法人となっている。助成事業を行っている一般法人は1,000法人以上と推計されるので、助成事業を定款に掲げている法人数は約4,000法人が存在していると思われるが、正確な数は把握できていない。

当センターでは、確実に助成事業を実施しているであろう 3,600 法人を抽出し、その助成事業の実態について毎年調査を行ってきた。その結果、大小約 3,030 団体のデータを保有しているが、この中からデータのしっかりしている約 2,100 法人をベースに毎年「日本の助成財団の現状」に取りまとめ公開している。

また、当センターWEB 上で約 2,020 法人、「助成団体要覧」では 1,520 法人の助成情報等を提供している。

また、約 3,000 団体については、

—行政庁が内閣府の団体 1,290 法人(44%)、都道府県の団体 1,620 法人(56%)

—事業別では、助成事業 2,064 法人(59%)、うち内閣府 934 法人

奨学事業 906 法人(26%)、うち内閣府 312 法人

表彰事業 513 法人(15%)、うち内閣府 369 法人

—地域別では、所在地が東京 1,077 法人(37%)、東京を含む首都圏 1,227 法人(42%)

大阪 167 法人

北海道 101 法人

—出捐者が企業関連の助成財団が圧倒的に多い

—資産規模は、10 億円未満が全体の 46%、50 億円未満が全体の 79%を占め、

年間助成金額では、5 千万円未満が 72%、1 億円未満が 85%と小規模財団が多いのが特徴となっている。なお、集計可能な約 1,600 法人による助成金総額は約 1,600 億円となっている。

## 2) 会員等

当センターの会員数は、助成事業を全国規模で実施している比較的規模の大きい助成団体約 300 法人が会員となっている。数は少ないが東京所在財団の約 20%、助成金総額に占める会員財団のウエイトは 70%を超えていると推定される。

当センターとしては引き続き会員数の拡大に取り組んで行く。

## (3) 制度改革後の助成財団の現状について

—制度改革後に公益法人の助成財団の数が増加することが期待されたが、大きな増加は見られない。

—その中で新設される助成財団は企業の出捐によるものが多いが、財団規模は小さいものが多い。

—また、企業出捐によらない地域の住民や企業等が出捐して設立する「地域型助成財団」の新設は新しい兆候である。

—また、公益認定を受ける助成財団の新設を控える傾向も出てきており、一般財団で助成事業に取り組む法人が新設されているが、その実態が把握しきれていない。

公益財団の制度上、管理上の課題から公益認定を避ける動きがあることは残念であり、なぜ公益認定を受けないかの、会計 3 原則等の制度上の課題に対して積極的な対処が急務である。

—事業形態の在り方として、従来からの公募型に加え、財団の問題意識に対して計画型と言われる非公募型の助成や、大型案件に対する複数財団による協調助成にも積極的に取り組む必要がある。

—公益法人制度もこのような動きを支えられる制度への柔軟な運用が求められる。以上

公益財団法人  
助成財団センター

---

---

The Japan  
Foundation Center

---

---

JFC

Since 1985

# 助成財団センターの活動について

## 助成金を探している方へ

### わかりやすい情報を提供

助成財団センターでは、助成団体に毎年アンケート調査を行い、その結果をWEBサイトや出版物を通じて、助成金情報や各種調査・統計として発表しています。

#### Webサイトによる情報提供

※ データベースの  
保有団体数は約3,700件

- ◆助成プログラム・採択課題・団体名からの検索が可能
- 「事業形態」「事業分野」「キーワード」「募集時期」にて助成プログラムの絞り込みが可能
- 「助成対象テーマ」「助成代表者氏名」「助成代表者所属機関名」にて採択課題の絞り込みが可能
- 検索対象は、当センターの調査に回答を寄せた約1,000団体のうち公募および限定公募をしている団体

#### ◆助成関連情報の収集・発信

- 募集中の助成プログラム
- 「助成金募集ニュース」で現在募集中のプログラムを掲載
- 採択（決定）情報
- 助成対象が決定したプログラムの採択件数、助成額等を掲載
- 助成関連セミナーやシンポジウムの開催情報

#### ◆さまざまな媒体にデータを提供

（国立情報学研究所の学術研究データベース）/リポジトリの「民間助成決定課題データベース」/「民間助成研究成果が異様データベース」/日本芸術文化振興会「助成財団情報検索」/科学技術振興機構の産学官連携支援データベースの「財団法人等の助成制度」等

#### 出版物による情報提供

##### ●助成団体要覧

我が国の民間助成団体に関する唯一のディレクトリー。事業概要ならびに最新の統計を収録

##### ●研究者のための助成金応募ガイド

当センターのデータベースから研究者向けの公募プログラムを抽出し、概要を紹介

##### ●NPO・市民活動のための助成金応募ガイド

当センターのデータベースからNPOや市民活動向けの公募プログラムを抽出し、概要を紹介「助成金応募の手引き」を収録



#### 助成金に関する相談対応

助成金申請等に関する問い合わせについての相談対応を行っています。お気軽にお問い合わせください。



## 財団運営のためのサポート及び、 助成金を探している人への情報提供 普及活動をおこなっています

当センターは、助成団体に関する日本で唯一の中間支援センター機能、情報センター機能、広報センター機能を発揮した事業に取り組み、民間公益活動の発展・向上に寄与することをめざして活動しています。

#### 【目的・事業】

- 助成・表彰・奨学を行う助成財団等の健全な発展と育成
- 助成事業等に関する情報を収集し必要とする方々への情報提供（Web, 出版物等）
- 助成活動について社会一般の理解・増進に努め我が国の民間公益活動の発展に寄与

#### 歴史

- 1985年 助成財団センター設立
- 1988年 助成財団、経済界の出捐により財団法人化
- 2009年9月 現在の「公益財団法人」の認定取得



広報誌JFCVIEWS発行（年4回）  
毎回関係各所におよそ1,200部を配布

## よりよい財団運営のための支援

助成財団の助成活動の円滑化、レベルアップに役立つ情報の提供や、各種研修会の開催、助成財団の情報公開を支援するホームページパックサービスなど、財団活動をあらゆる面からサポートしています。

#### 研修懇談会・セミナー等の開催

##### ●研修会・研修懇談会

助成財団の運営、助成実務の向上のために、レクチャー中心の研修会と少人数での意見交換を重視した研修懇談会・セミナーを定期的に開催しています。

##### ●助成財団フォーラム

多くの助成団体関係者にも参加していただける「助成財団フォーラム」を毎年開催しています。時代のニーズにあったテーマを選び、毎年多くの団体様にご参加いただいております。助成財団相互の連携やネットワークづくりを促進しています。

#### 助成財団の設立・運営に関する相談対応

##### ●運営相談

公益法人制度改革後の助成財団の運営方法から、会計、助成プログラムの内容など、さまざまな個別相談を電話で受け付けています。

##### ●設立相談

新しく財団法人の設立を考えている方に向けての設立相談を行っています。

#### 助成財団に関する調査および情報提供

##### ●助成財団に関する統計調査の公表

日本の助成財団の事業規模や資産、事業形態および事業分野など、さまざまな調査を毎年行い、日本で唯一の統計データを蓄積しています。また、現状を広く社会に発信し、社会的認知度を高める活動を行っています。

##### ●WEBサイトや出版物による情報提供

WEBサイトやメールマガジンによる情報提供や、広報誌「JFCVIEWS」、助成財団関連書籍の編集発行など、運営スキルの向上や助成財団の社会的理解を深める活動を行っています。

# 助成財団センターは皆様に支えられています

## ● 会員募集

助成財団が社会の期待に応えていくためには、財団相互の情報共有や助成事業の質の向上、財団運営スキルの向上が重要となってきます。当センターは、これらの課題を皆さまと共有し、中間支援組織としての役割を積極的に果たしていきたいと考えています。そのためにもより多くの皆さまのご支援とご賛同が必要です。ぜひとも会員としてご入会いただき、助成財団センターのネットワークにご参画ください。

### ◆ 主な会員特典

- ① 当センターが提供する主要データ集としての「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の配布が受けられます。
- ② 各種セミナー・研修会等へ会員料金が適用され、優先的に参加できます。
- ③ 助成財団の運営に関するさまざまな相談が受けられ、関係情報を得ることができます。
- ④ WEBサイトの作成支援や既存のWEBサイトへのセンターデータの提供。
- ⑤ 会員同士の研鑽・情報交換・交流の場が得られ、ネットワークづくりに役立ちます。

### ◆ 会員種別

会員には以下の2種があります。

- ◆ 法人会員：センターの趣旨に賛同する法人及び団体（公益信託を含む） 1口6万円、1口以上
- ◆ 個人会員：センターの趣旨に賛同する個人 1口1万円、1口以上

※ 年度の途中（10月1日以降）にご入会の場合は、当該年度の会費を半額といたします。  
入会をご希望の場合は下記の助成財団センター事務局まで電話・FAX・電子メールにてご連絡をお願いいたします。入会申込書・会員規程等の書類をお送りいたします。

## ● 寄付のお願い

助成財団センターは、さまざまな事業活動を展開するため、皆様からの寄付金を募集しております。皆さまからお預かり致します寄付金は、当センターの「寄付金等取扱規程」に則り、有効に使用させて頂きます。

※ 当センターへの寄付金には税法上の優遇措置が適用されます。

## ● ACCESS

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4F  
TEL 03-3350-1857 FAX 03-3350-1858  
HP: <http://www.jfc.or.jp/>



- 丸の内線 新宿御苑前駅 徒歩7分
- 都営新宿線 新宿3丁目駅、曙橋駅 各徒歩10分



# JFCC VIEWS

創造と共生の社会をめざして

## C O N T E N T S

|  |       |    |
|--|-------|----|
| Society 5.0を担う子ども達の<br>能力開発を支援する                   | 原田 宏昭 | 1  |
| 助成活動における「アウトリーチ」を考える                               | 山岡 義典 | 2  |
| 助成財団シンポジウムin多摩を開催して                                | 浜野 悦博 | 4  |
| 稲盛財団 財団創立35周年を迎えて                                  | 姫田 和仁 | 6  |
| 第9回深掘りセミナーを開催<br>総合助成財団としての50年の歩みと<br>新たな挑戦 -三菱財団- |       | 8  |
| 「第10回東アジア市民社会フォーラム」が<br>東京で開催                      |       | 9  |
| 公益財団法人 日本生命財団<br>40周年記念特別事業を主要三分野で実施               |       | 10 |
| 財団ニュース：新会員紹介／助成財団のこころ                              |       | 11 |
| information／編集後記                                   |       | 12 |

人類が最初の社会である狩猟社会 (Society 1.0) を形成して600万年、次に農耕社会 (Society 2.0) を1万年、さらに工業社会 (Society 3.0) を200年、そして今日の情報社会 (Society 4.0) を30年過ごし、間もなく仮想空間と現実空間が高度に融合する超スマート社会 (Society 5.0) がやってくると言われていました。そこではIoTやAIが社会に様々なイノベーションをもたらす、経済発展と社会問題が同時に解決されると言います。狩猟社会に生きた大人たちは、次の時代の子供たちに、山野を拓き種を播く知恵を100万年ぐらいかけて授けたのだと思います(たぶん…)。さて、現代の大人は今、子ども達にどんな知恵を授ければ良いのでしょうか(しかも極めて短期間で!)

先ごろ改訂された新学習指導要領は、新時代を生きる子ども達に必要な力として、従前の「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」をバランスよく学ぶことに加え、学んだことを社会や人生に活かそうとする「学びに向かう力」を以て3本柱と位置づけました。教科としてはプログラミング教育や理数教育(データ分析・統計解析)等が追加され、また「学び方」としてはアクティブラーニング(主体的、対話的で深い学び)を取り入れることが謳われました。これらは、今後、教育現場において手探りで具体化され漸次普及していくと思われます。

Society 5.0に向けて近年特に注目される論議は、科学技術人材育成のためのSTEAM教育です。STEAMとはScience(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)に、社会問題を創造的に解決するためのArts(デザイン、芸術)を加えた教育モデルですが、今年度の内閣府統合イノベーション戦略ではSTEAMの意義について、「AIやロボットなどのデータ駆動型社会の到来に伴い、数理・データサイエンス・AIに係る知識・素養が、社

## Society 5.0を担う子ども達の 能力開発を支援する

公益財団法人 日産財団 常務理事 原田 宏昭



会生活の基本的素養である「読み・書き・そろばん」と同様に極めて重要になっている」と指摘しています。すでに先進的な中学・高校では、総合的な学習の時間や課外活動を活用して、身の回りの社会問題の解決に取り組むなかで教科横断的なSTEAM教育を実践し始めています。

さて、このような状況の中で助成財団は何ができるのでしょうか。日産財団は、科学技術の振興と人材育成のために設立された公益財団法人で、主力事業として小中学校の理科教育への助成と褒章を行っています。助成先では通常の理科の枠組みを超えて、子ども達の科学的思考能力を高める学習法が研究され、ICT機器活用、プログラミング、教科横断プロジェクト、アクティブラーニングなど、STEAM教育のキとなる事例が数多く報告されています。今後これらの事例を分析し、書籍として普及を図ります。

また新たな試みとして、未来に向けた様々な教育仮説を、まずは試しにやってみようという実験的なワークショップを開催します。スタートとなる今年度は、「未来の社会/技術/課題」「アートで拓く創造性」「子ども達のリーダーシップ」といったテーマを、中高生や教員、親を交えて論議します。このように日産財団では、民間財団ならではの身軽さと自由な発想を活かし、行政や学校教育がカバーし得ない先見的な人材育成事業を展開したいと思っています。

このような日産財団の取り組みに加え、助成財団センターのお骨折りにより、博報堂教育財団、パナソニック教育財団をはじめ全13団体の賛同をいただき、「教育系財団交流会」という枠組みが昨年立ち上がりました。子ども達の教育支援という志を同じくする団体の集まりですので、力を合わせてSociety 5.0に向けた教育の先導役となればと、期待を膨らませています。

# 助成活動における「アウトリーチ」を考える

助成財団センター理事長  
山岡 義典



この2月7日開催の助成財団フォーラムでは「アウトリーチ」について語り合う。財団の世界では聞き慣れない言葉であるから、議論に混乱が起こるかもしれない。できるだけ出席者の理解を深める意味からも、私なりの解説をしておきたい。

身近な英和辞典<sup>1</sup>で「out-reach」を見ると、名詞としての説明には「手を伸ばすこと；手を伸ばした距離、手の届く範囲；特定集団〔社会〕の健康管理・就職・社会活動などなにからなまでに手を貸すこと、至れり尽くせりの救済〔奉仕〕活動」とある。

前半はともかく、後半の説明は少し違和感もあったので使い慣れた福祉事典<sup>2</sup>で「アウトリーチ outreach」を調べると、いくつかの事例説明の後に「いずれも、利用者の来訪をただ待つのではなく、ソーシャルワーカーが積極的に地域に出ていくという側面が強調されている。」とある。これは納得できる。

基本的なイメージとしては「手を伸ばすこと」が分かりやすいが、具体的には「ただ待つのではなく」「積極的に地域にでていくこと」と考えると多くの分野に適用できる。この場合、分野の特性によっては「地域」は「現地・現場・関係者」に置き換えられるが、以下の助成活動に関する説明では「現場」で代表させることにする。

さて助成活動におけるアウトリーチとなると多様な行為が考えられるが、ここでは以上の視点から次のように定義しておきたい。すなわち、「現場に出かけてニーズを探索し、そのニーズに見合った適切で効果的な助成を行い、その成果を現場に還元すること」ということである。

\* \* \*

その具体的な内容を助成活動における作業過程に従って見てみると、下記のような行為が考えられる。

1. 助成プログラムの開発や更新の過程—現場にでかけて関係者と対話することなどで、助成に取り組むべ

き具体的なニーズを探る。(一般的なニーズならオフィスで文献やDBを検索することで足りる)

2. 助成対象を募り選考する過程—財団活動の内容や公募の情報を必要な現場に分かりやすく伝え、選考に当たっては現場を訪問して確認する。計画型助成の場合は、個別に現場を訪問して対話を重ねながら助成を決定する。

3. 助成を実施する過程—助成による活動の現場を訪問し、その理解を深める。あるいは、複数の助成対象者の報告や交流の機会を設け、そこに参加して対話することで関係者の志しを理解する。

4. 助成終了後の過程—公開の報告会などを行い、助成対象者の成果を広く社会（関係者）に伝える。あるいは現地を訪問インタビューしてその助成成果の内容をニュースレター（紙媒体）やホームページ（電磁媒体）で広く発信する。

これらは相互に補完的で、2、3、4を積み重ねることで、1のための有効な情報を見つけることができる。また2は4と合わせて行うことで相乗効果が生まれ、広報的にも広がりが期待できる。

\* \* \*

これらのアウトリーチ活動は、一定の地域を助成対象とする助成活動では取り組みやすく、これまでも様々な取り組みが試みられている。しかし全国あるいは海外までを助成対象とする助成活動の場合は、その財源（交通旅費）や人材（スタッフの時間）の確保も大変になる。しっかりした意図や意識がなければ、近辺の出かけやすいところ以外に出向くことは疎かになりがちで、様々な工夫が必要になる。その点では、地域の助成団体の先行事例に学ぶことも多いことと思う。

\* \* \*

また単独の財団活動としてだけでなく、複数の助成団体が協同して行うアウトリーチも効果的で、今後の可能性を秘めている。

例えば、下記で紹介するNPO支援財団研究会では、14年前から毎年数都市に出かけて行って、現地の組織と協力して50回近いシンポジウムを開催してきた。

そこでは、それぞれの開催地域における助成事例が報告され、助成した団体からは助成の意図もコメントする。それぞれの地域で助成を求めるNPOの人たちが全国的な助成団体の人達と場所を同じくして具体的な助成事例を共有し、対話し、交流し、相互に理解を深めている。

最近では、地域の助成団体が現地協力組織として積極的な役割を果たす例も増えている。全国を助成対象とする助成団体が、それぞれの地域の助成団体と共同して行うアウトリーチ活動は、今後もっと増やしていかけてほしいと思う。

## 参考資料：「NPO支援財団研究会」の概要

〔研究会の案内パンフをもとに編集〕

少子高齢化が急進展し、人口が減少傾向をたどり、経済も低成長が続く21世紀のわが国は、社会保障制度（年金・医療・介護の制度等）の例を見るまでもなく、高度成長期に構築された社会経済システムや法律、制度では対応しきれない時代を迎えています。過去に経験のない、このような社会の大変革期を迎え、新しいわが国の発展に重要な役割を期待されているのが、民間市民団体（NPO）の活動であり、地域社会活性化への取り組みです。

助成財団等と市民団体が共に活動を活性化させ、わが国の社会システムの大きな変革期にその役割をしっかりと果たして行くことが重要であるとの共通認識のもと、各分野の有志が集まり2001（平成13）年に発足したのが、「NPO支援財団研究会」です。

本研究会では、NPO及びNPO法人を支援する助成財団等の制度のあり方（公益法人制度、寄付税制）、市民活動支援の新たな方向・可能性などを多角的な視点から総合的に研究・検討し、市民活動の健全な発展や地域社会の活性化に、民間助成財団等がその役割をしっかりと果たしていくこと、あわせて助成財団等の活動への理解を促進し、パートナーとしてのNPOや市民団体とのネットワークを構築していくことを目的に活動しています。

### <主な活動>

・定例研究会の開催（月例）・公開シンポジウムの開催・活動情報の発信・政策提言活動など。

また、「助成財団の挑戦—新しい社会の創造を目指して」と題した助成財団活動の紹介ビデオを製作し配布したり、NPO法人会計基準の制定に向けて共同助成を行ったり、東日本大震災支援金の寄付等も行ってまいりました。

### <各地における公開シンポジウムの開催>

2004（平成16）年度までに東京都内でNPOと助成財団に関するシンポジウムを4回開催しましたが、2005（平成

17）年度からは、NPO活動が地域社会に根をおろすための支援について考えることとし、「地域社会の活性化と助成財団の役割」をテーマに全国でシンポジウムを開催し、各地の市民団体との直接対話を通して、社会のニーズ把握とネットワークの構築、その中での民間助成財団の役割について積極的な意見交換を行って来ています。その経緯は下記の通りです。

2005（平成17）年度：秋田市（9月）、札幌市（10月）、長野市（11月）、東京都（2月）

2006（平成18）年度：熊本市（5月）、高知市（7月）、広島市（10月）、宮崎市（11月）、松江市（1月）

2007（平成19）年度：東京都（4月）、さいたま市（6月）、横浜市（7月）、仙台市（10月）、名古屋市（11月）、大阪市（2月）

2008（平成20）年度：延岡市（8月）、浜松市（12月）、神戸市（2月）

2009（平成21）年度：佐賀市（7月）、盛岡市（7月）、京都市（11月）

2010（平成22）年度：新潟市（7月）、広島市（9月 全国ボランティアフェスティバル協賛）、盛岡市（2月）、千葉市（2月）

2011（平成23）年度：東京都（11月 全国ボランティアフェスティバル協賛）、奥州市・釜石市（7月）

2012（平成24）年度：福岡市（7月）、津市（9月 全国ボランティアフェスティバル協賛）、富山市（11月）

2013（平成25）年度：札幌市（7月）、山形市（9月）

2014（平成26）年度：高知市（7月）、福島市（9月）

2015（平成27）年度：新潟市（7月）、高松市（9月）、松江市（12月）

2016（平成28）年度：金沢市（7月）、名古屋市（9月）、京都・奈良・大津市（11月）

2017（平成29）年度：岡山市（7月）、仙台市（9月）、那覇市（11月）

2018（平成30）年度：浜松市（9月）、水戸市（12月）

2019（令和元）年度：岐阜市（7月）、福岡市（9月）、八王子市（11月）⇒次ページに事例紹介

### <研究会メンバー>

会のメンバーは、NPO活動への支援を行っているか支援に関心のある助成団体を中心にNPO関係者・学識者等の各界有志の方々が中心に参加しています。

助成団体としては、キリン福祉財団、笹川平和財団、SOMPO環境財団、損保ジャパン日本興亜福祉財団、電通育英会、トヨタ財団、日本財団、日本郵便（株）、庭野平和財団、三菱財団、読売光と愛の事業団（50音順）の関係者が参加しています。

（本会は会費によって運営し、助成財団センターが事務局を務めています。参加ご希望の方はご相談ください。）

1「リーダーズ英和辞典」第22刷1995 研究社  
2「現代社会福祉辞典」初版第1刷2003 有斐閣

# 助成財団シンポジウムin多摩を開催して

八王子市民活動支援センター センター長  
浜野 悦博



令和元年11月30日（土）、8年ぶりに東京地区で助成財団シンポジウムが行われました。

その開催地が八王子市となり、この地で市民活動を支援している私たちにとってはまたとない好機であると感じ止め、開催地の組織として準備の協力を進めてまいりました。

思い起こせば、東京ボランティア・市民活動センターの担当の方からこの事業の開催の打診をいただいたのは数カ月前の夏で、その後、打合せのために新宿の富久町にある助成財団センターに訪問させていただいたときには、私自身、まだ事業の全容がよくわからないままでありました。

この打合せの場では温かく迎えていただき、田中代表理事をはじめ、NPO支援財団研究会の多くの方々と顔を合わせることができました。初めての場であるにも関わらず、多摩地域らしいシンポジウムの事例についての私の提案にも耳を傾けていただきたいへん光栄でした。

準備が進み、チラシも完成し、私たちとしては八王子市内のさまざまな団体にお声かけをしましたが、さらに東京の多摩地域の広域的な方々や普段より連絡をとっている近隣市区町村の中間支援組織にも告知いたしました。

また、フェイスブックやツイッター等の活用も試み、結果的には市内外からたくさんのNPOの方々に参加申し込みをしていただくことができました。

当日は、会場となった八王子労政会館の大会議室に、基調講演や事例紹介の登壇者の方々、多くの民間助成財団の方々が続々と着席され、圧倒されるような眺めでした。

こうして始まったシンポジウムは、助成財団センター代表理事の田中皓さんとNPO法人八王子市民活動協議会理事長岡崎理香の挨拶から始まりました。

## <基調講演>

基調講演としては、認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表理事の松原明さんにより、「助成金の基礎を知る」というタイトルで、助成金の仕組みを最近の事例や傾向を交えて、熱の入った解説を聞くことができました。

とくに、助成金の仕組みを男女のお見合いにたとえて、「民間助成財団も助成金の主旨に合ったパートナーを探している」という言葉が印象的で、受ける側と出す側の双方がお互いを知ることが大切であることが実感できました。さらに申請書を記入する前に書き込む要素を整理し、要点を列記しておくという方法は、数多くの申請書を書き、しかも審査員側も豊富に経験してきた松原さんならではの貴重なノウハウだと思いました。

つづく第2部では、助成を受けた4団体より助成金を獲得したプロセスやその活用事例を説明していただき、合わせてそれぞれについて助成した民間助成財団側からお話を聞くことにより、もらう側と渡す側の双方からの視点をもとに助成金についての理解を深めていただくような構成になっていました。

## <事例紹介>

### (1)「深大みつばちプロジェクト」

「グッドモーニング仙川（せんがわ）！プロジェクト」代表児嶋秀樹さん

公益財団法人キリン福祉財団副事務局長北村公重



岡崎理香理事長のあいさつ

さん

### (2)「東京都多摩エリアにおける里山における 竹林の整備活動並びに里山に生息する野生動物の調査活動」

特定非営利活動法人R.LLa（リラ）理事伊藤教行さん

日本郵便株式会社年賀寄付金事務局係長竹山吾紀明さん

### (3)「農福連携による互助のあるコミュニティの実現。都市郊外における農福連携ファームの開設」

西東京農地保全協議会事務局長若尾健太郎さん  
公益財団法人トヨタ財団国内助成グループプログラムオフィサー比田井純也さん

### (4)「『ひきこもり等』の支援充実のための調査事業ならびに地域家族会立ち上げ支援事業」

特定非営利活動法人楽の会リーラ副理事長兼事務局局長市川乙允さん

公益財団法人三菱財団常務理事渡邊肇さん

## <意見交換>

事例報告の後は、全体をふりかえる意見交換の場となりました。あらかじめ配布された質問用紙を使って参加者が質問を投げかけると、登壇者は助成金により実現される望ましい社会のあり方など、さらに掘り下げた説明をしていました。

その後、助成財団センターの渡辺元さんにより、列席された民間助成財団それぞれの紹介があり、さらに、一般社団法人非営利組織評価センター業務執行理事平尾剛之さんにより、「助成関係機関からの情報提供」と題し、昨今の助成金を取り巻くトレンドの解説があり、加えて、第三者機関の評価がNPOの財政に貢献することについて



て、ユーモアを交えた説明がありました。

プログラムの閉会後は、名刺交換・交流会として、民間助成財団とNPOが個別に対話する時間となりました。

民間助成財団のそれぞれのコーナーにNPOの方々が自由にまわり、対面ならではの本音の意見交換の場となっていたようです。



名刺交換会の様子

こうしておよそ5時間余りにわたるシンポジウムが大盛況のうちに終了しました。

はじめにも書きましたが、このシンポジウムの東京での開催は8年ぶりです。民間の助成制度に関するさまざまな立場の方々が多摩地域の八王子に集まり、NPOにとってもそれぞれステップアップのきっかけになったのではないかと考えています。

最後になりましたが、今回、八王子での開催にご尽力いただいたNPO支援財団研究会と助成財団センター、そして東京ボランティア・市民活動支援センターの方々に心より感謝し、私たち八王子チームとしては今回のさまざまな知見を今後の活動に活かしていきたいと考えております。



# 稲盛財団 財団創立35周年を迎えて

公益財団法人 稲盛財団 理事・事務局長  
姫田 和仁



## 1. 稲盛財団について

稲盛財団は、京セラ株式会社創業者の稲盛和夫によって1984年に設立されました。「人のため、世のために役立つことをなすことが、人間として最高の行為である」という理念のもと、人類の科学や文明の発展、精神的な深化、高揚に貢献した人々を顕彰する「京都賞」顕彰事業、研究者の自由な活動を支援する研究助成事業、そして一般市民を対象とした講演会や文化、芸術イベント等を開催する社会啓発事業を中心に活動してまいりました。

昨年、財団創立35周年に稲盛前理事長が退任、金澤しのぶ理事長が就任して新しい体制で令和の時代をスタートし、併せて二つの新しい事業を始めました。基礎研究の研究者を長期にわたって支援する「稲盛科学研究機構(InaRIS: Inamori Research Institute for Science)フェロシッププログラム」と、子どもたちが自ら気づき、学ぶ機会を創出する「こども科学博」です。

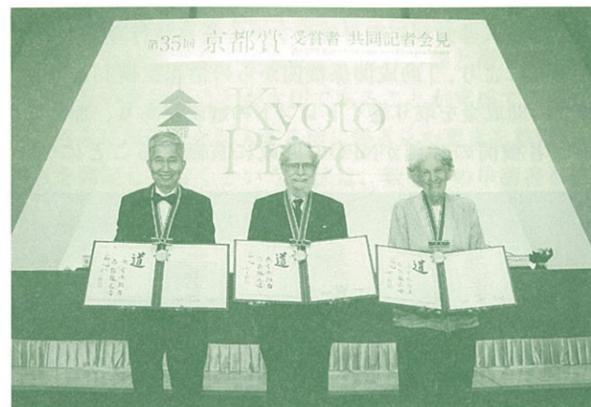
## 2. 「京都賞」顕彰事業

「京都賞」は先端技術、基礎科学、思想・芸術の3部門4分野において、人類社会とその未来に大きく貢献した人を讃える国際賞です。毎年三つの部門に各1賞、計3賞が贈られます。受賞者は原則として個人で、ディプロマ、京都賞メダル、および賞金1億円が贈呈されます。授賞式は毎年11月10日に京都で開催され、国内外から約1,200名の各界を代表する方々が来賓として出席されます。

「京都賞」の特色は、その顕彰対象に自然科学系の部門と並んで思想・芸術部門があることです。これは創立者の稲盛が京都賞の理念に定めた、「人類の未来は、科学の発展と人類の精神的深化のバランスがとれて、初めて安定したものになる」という考えによるものです。

京都賞受賞者には、授賞式のための来日にあわせて記念講演会やワークショップ等も行っており、一般市民や専門分野の研究者、また学生達とも交流いただく場を設けています。受賞者は翌年3月には米国サンディエ

ゴ、5月には英国オックスフォードにも招聘され、海外でもシンポジウムやパネル討論会などが開催されています。



第35回 (2019) 京都賞受賞者

## 3. 研究助成事業

財団では設立当初より毎年50名の若手研究者（自然科学系40名、人文社会科学系10名）に対して、1人当たり100万円の助成金を交付するプログラムを実施してきました。この「稲盛研究助成」は、若い研究者が出来るだけ自由に研究活動が行えるよう支援することを目的としており、助成金の資金用途に制約は設けていません。これ

までの35年間で、延べ1,631名の研究者に助成金を差し上げてきました。



2019年度稲盛研究助成金贈呈式

昨年開始した「稲盛科学研究機構 (Inamori Research Institute for Science) フェロシッププログラム」(以下InaRIS)は、挑戦的な基礎研究を行う研究者を長期にわたって応援する新しい助成プログラムです。

このプログラムでは、公募で選ばれたフェローに対して、年間1,000万円の助成を10年間(総額1億円)継続して行います。また単に助成金を交付するだけでなく、キャンパスや建物を持たないネットワーク型の研究機構という形態をとって、異なる研究分野のフェローをつなぎお互いが切磋琢磨する場も提供します。事業初年度である2019年は研究対象領域を「量子」として募集を行い、現在審査選考中で、本年4月には2名のInaRISフェローを発表いたします。今後は、研究対象領域を変えながら毎年フェローを選考してまいります。



InaRIS記者発表会 (Photo by Kenichi Aikawa)

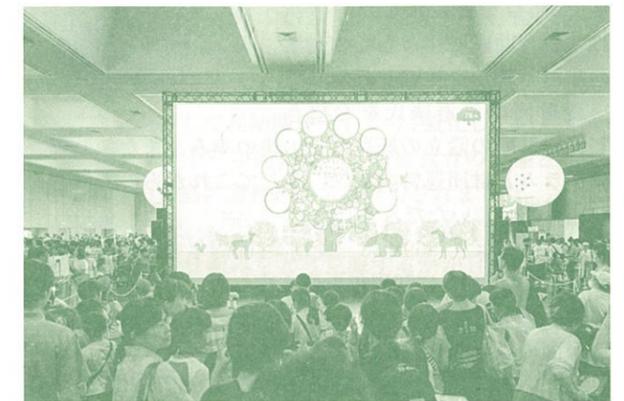
## 4. 社会啓発事業

これまで社会啓発事業として、京都大学と合同での「京都大学—稲盛財団合同京都賞シンポジウム」開催や「松山バレエ団「新 白鳥の湖」公演」への親子招待など、広く市民の皆さんと科学や芸術をつなぐ活動を行ってまいりました。

35周年を迎えた昨年は、社会啓発事業の柱として「こども科学博」を立ち上げました。「こども科学博」は、単

なるサイエンスイベントではなく、子どもたちの自発的に学ぶ心を応援するエンターテインメント型の教育イベントとして、ワクワク感をキーワードに、科学を遊びながら、興味や関心、意欲といった未来につながる宝物を見つけてほしいという思いをもって企画制作しています。その象徴ともいえる展示プログラムが「キツキノキ」です。子どもたちは「こども科学博」での体験や展示を通じて見つけた「驚き!」や「疑問?」を、自らの言葉でカードに書き込みます。そのカードをスキャナーで読み込み、木をモチーフとする「キツキノキ」の実「キツキノキ」として、大きなスクリーンに映し出します。子どもたちの自由な発想による「キツキノキ」は周りの参加者と共有され、更なる「キツキノキ」を生みだしていきます。「こども科学博」は、答えを一方向的に伝える場ではなく自分で調べたいと思うきっかけとなる場であると同時に、子どもたちが世界の不思議に気づき、その不思議を解く力が自分にもあることに気づく場を創出する、そのようなイベントを目指しています。

第1回「こども科学博」は、昨年8月2日(土)と3日(日)、「宇宙のふしぎ」をテーマに京都市勧業館「みやこめっせ」で開催し、2日間で約12,800名の子どもたちやその家族が来場しました。



第1回「こども科学博」

## 5. 創立者の理念と共に

財団として嬉しいことは、新規事業である「InaRIS」も「こども科学博」も、職員が自ら発案した企画が実現したことです。それぞれ準備段階では試行錯誤や困難もありましたが、関係各位の協力もあって、財団の仲間の粘り強い努力が実を結んだことを誇りに思います。

いつの日か、「こども科学博」に参加した子ども達の中から一人でも二人でも研究者の道を歩み、財団の研究助成を受け、将来は「京都賞」の受賞者が出ることを心から願っています。稲盛財団はこれからも、創立者の「人のため、世のために役立つことをなす」、そして「科学技術の発展と人類の精神的深化のバランスを目指す」という二つの理念を大切にしながら事業を進めてまいります。

## 第9回深掘りセミナーを開催 総合助成財団としての50年の歩みと新たな挑戦 —三菱財団—



### はじめに

2016年度からスタートした助成財団深掘りセミナーは10月の開催で9回目を迎えました。今回は「総合助成財団としての50年の歩みと新たな挑戦」と題して三菱財団の渡邊肇氏をお招きし、同財団の設立の経緯とその後の歩み、また、助成プログラムと財団運営の現状、そしてこれからの方向性についてお話しいただきました。

三菱財団は、1969年に三菱創業100周年を記念して設立され、2019年9月に50周年を迎えました。三菱グループの経営の基本理念の一つである「所期奉公」の精神のもと、わが国の様々な社会的課題に取り組むべく、設立されました。学術研究や社会福祉の分野で多方面にわたって貢献し、その志は今日まで継承されています。

### 財団運営の基本的な心構え

財団を運営していく心構えの第一番は、財団と助成金受領者は共に社会に貢献していくパートナーであることをよく自覚することです。したがって、助成先の目線に立ち、また、現場を見ること、知ることの努力を怠らないようにしています。また、社会的課題、社会のニーズは何かについて常に高いアンテナを立てることも重要です。例えば、学術研究助成では若手研究者の資金ニーズがこれまでになく強くなっていることを踏まえ、50周年を機に若手研究者向け助成というプログラムを立ち上げました。

### 選考プロセスの重要性

自然科学・人文科学・社会福祉分野そして、新たに文

化財修復分野と多方面での助成を行っている当財団ですが、今回のセミナーでは、その中でも助成金全体の6割を占めている自然科学分野について詳しくお話しいただきました。同分野では独創的かつ先駆的な研究を支援してきており、これまでの助成金受領者の中から本庶佑氏、山中伸弥氏、赤崎勇氏、小柴昌俊氏、野依良治氏と5人のノーベル賞受賞者を輩出しています。さらに、文化勲章をはじめ多くの方々が様々な叙勲、褒章を受けられており、助成の成果の質の高さを示しています。そのためには多数の応募案件の中から、優良な申請を見極め、採択できる選考プロセスであることが重要です。当財団の選考においては各専門分野のわが国トップレベルの先生方に選考委員を引き受けていただき、2泊3日の泊まり込み選考委員会や2日間にわたる集中面接など、時間をかけた丁寧な選考を行い、選りすぐりの優秀な研究を採択していることが、こうした成果につながっているといえます。渡邊氏からは多忙な選考委員の先生方のスケジュールをいかに調整し、限られた時間の中でも、丁寧な審査・選考が可能となる事務局の工夫などについてもお話しいただきました。

### 新しいプログラムの立ち上げ

50周年を記念するにあたり、新しく立ち上げたプログラムの一つが文化財修復助成です。

総合財団とはいいながら、学術や福祉の分野と異なり、必ずしも十分でなかった文化・芸術分野への支援を始めました。その準備に当たっては、当財団にとっては新しい分野であることから、長年その分野の助成を行ってきた他の財団から積極的に様々なアドバイスを得ながら進めていったとお話もあり、通常の企業間ではなかなか実現できない助成財団間ならではの繋がりを垣間見ることができました。

### おわりに

このほかにも、資産運用や選考プロセスのシステム化など、お話は多岐にわたりましたが、「助成先にはパートナーとして常に感謝の気持ちを持つこと」「設立の趣旨を常に忘れないでいる一方、社会の変化に合わせた柔軟さも大事であること」とおっしゃっていたのが印象的でした。

将来の方向性として、成果を社会に還元し、情報発信を強化していくとのこと。これからより開かれた財団を目指していく事業展開に期待していきたいと思えます。

(萩原凡子・記)

## 「第10回東アジア市民社会フォーラム」が 東京で開催



第10回東アジア市民社会フォーラムが2019年10月28日、29日に（公財）公益法人協会主催によりJICA地球ひろば・国際会議場（東京・市ヶ谷）で行われました。本フォーラムは日本、韓国、中国の3国のNPO、市民活動関係者が年1回それぞれの国で順番に開催しているもので、今年で第10回、4巡目へと入りました。当センターでは、協力団体として実行委員会に参加してきています。毎回テーマを設定しており、今回は「長寿社会と市民社会組織」で、高齢社会を迎えている各国の現状報告と、議論を行いました。参加者は韓国から24名、中国から12名が来日し、日本からの参加を含めて含み約90名が集まりました。各国から基調講演を1名ずつ、事例報告を2名ずつ行い、活発なディスカッションとなりました。

韓国からの報告では、韓国は世界で最も高齢化のスピードが速い「圧縮的」高齢化が進んでおり、また高齢者の相対的な貧困率は48.6%と高く、高齢世代内の格差が両極化しさらに年金や医療費の面では世代間格差が広がっているということです。それに対して市民社会組織が公共サービスの短所を乗り越え、きめ細かいサービスを行う役割があり、事例報告としては、住み慣れた地域社会で必要なケアサービスが住民に継続的かつ安定的な提供を、家庭訪問介護サービス、要支援者の発掘と連携支援、住宅支援、住民自治と住民参加という軸で推進しようとする韓国のコミュニティケア構想と共に、ソウルで世界中のチェンジメーカーを一つのコミュニティとしてつなぎ、彼らが互いに応援し合いながら「良い実践」「良いプロジェクト」を楽しく続けるソーシャル・イノベーションカンパニー「HUG IN」の取り組みについての報告がなされました。

中国からは、同様に高齢社会が速いスピードで進んで

おり、それは長年にわたる一人っ子政策が大きな負の影響を与えているということです。そして中国では子が親の面倒を見る義務が法令化されており、高齢者の介護は依然として家庭が主体であり、介護施設や制度の整備はいまだ途上であるとのこと。そんな中で、南京市のコミュニティ在宅介護タイムバンクプロジェクトの試みや、成都市における伝統的なコミュニティのしくみを現代的にアレンジして互助関係をつくり、強化していく「義倉」プロジェクト、中国において家庭教育の一環として推進されている高齢者教育が事例報告されました。

日本側からは、高齢社会の問題は、高齢者の少なかった時代のケアの仕組みをどう克服するかが日本における最大のテーマとしました。そのためのモデルケースとして空き家を活用して普通の民家で行う在宅ホスピスケアの取り組みの紹介、生活支援コーディネーター・協議体とその事業を住民主体で立ち上げる中間支援の取り組みについての報告、NPO法人の特色を生かしてホームレスの人たちの自立支援から、子供支援、障害福祉までの事業を行っている中で高齢単身の住宅確保困難者を支える取り組みを行う「抱樸」についての報告がありました。

本会議の前日には、韓国は果鴨地蔵通り商店街を、中国は多摩草むらの会の現地視察を行いました。また、2日目のクロウズドミーティングの後にも中国は東京清風園、たちばなホームを視察し、韓国は注文をまちがえる料理店、パブリックリソース財団の視察など、今回のテーマである「長寿社会と市民社会組織」に沿った団体を訪問し、精力的に交流を行いました。

第11回は韓国で今年の9月に開催の予定です。

(湯瀬 秀行・記)



# 公益財団法人 日本生命財団 40周年記念特別事業を主要三分野で実施

日本生命財団は、「人間性・文化性あふれる真に豊かな社会の建設に資すること」を目的として、1979年に設立されました。以来、40年間にわたり「児童・高齢・環境」の主要三分野を中心に助成事業を行って参りました。2018年度までの累計助成実績は、約170億円、1万8,000件余となっております。

当財団では、2019年に設立40周年を迎えるにあたり、主要三分野において以下の40周年記念特別事業を行いました。三分野をめぐる諸課題が広範・複雑化する中、当事業の実施と検証を通じて、新しい時代に相応しい社会貢献を一段と進めて参ります。

| 40周年記念特別事業の概要 |   |
|---------------|---|
| 児童            | ○研究者と教師等実践家が協働して行う実践的研究に対する公募研究助成を開始（2020年度）<br>－新助成開始に先立ち、15件の委託研究（2017～2019年度）、及び新助成開始記念シンポジウム（於、日本生命本店・大阪淀屋橋）を実施（2019年度） |
| 高齢            | ○「市町村を基盤とした全世代支援・多世代交流型地域包括ケアシステム構築」に向けた委託研究（2017～2019年度）を実施、及び研究成果の書籍刊行を予定   |
| 環境            | ○助成研究の振り返りと展望をテーマとした記念書籍『人と自然の環境学』の刊行（2018年度）、及び記念シンポジウム（於、国連大学ウ・タント国際会議場）を開催（2019年度）                                       |

## 児童分野



▲研究助成案内ポスター ▲記念シンポジウムの様子（左：総合討論、右：聖心女子大学名誉教授 高橋恵子先生による基調講演）

## 高齢分野



▲第33回高齢社会シンポジウムにおける委託研究の経過報告の様子（於、イノホール） ▲同シンポジウムで配布した40周年記念冊子

## 環境分野



▲記念シンポジウムにおける地球環境戦略研究機関理事長 武内和彦氏の基調講演の様子 ▲刊行された記念書籍『人と自然の環境学』（東大出版会）

# N 助成財団 ニュース News

## 新入会員財団のご案内

### 法人会員

- サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社  
(代表取締役社長:三須田 良人 所在地:東京都港区)
- 一般財団法人 三菱みらい育成財団  
(理事長:平野 信行 所在地:東京都千代田区)
- 一般財団法人 萩原学術振興財団  
(代表理事:萩原 義昭 所在地:愛知県名古屋)

## 新任評議員・役員 理事



### 山本 晃宏

上智大学経済学部卒業後、1984年4月トヨタ自動車入社、2012年1月トヨタ自動車(中国)投資有限公司副社長、2015年1月トヨタ自動車株式会社東京総務部長、2016年1月公益財団法人日本バスケットボール協会事務総長補佐、同年6月同協会理事・事務総長補佐、2019年1月トヨタ自動車株式会社渉外広報部主査、同年9月公益財団法人トヨタ財団顧問、同年10月 同財団常務理事に就任。

## 「助成財団のこころ」(URL: <http://www.jfc.or.jp/kokoro/>)

この度、助成財団センターでは、12月の寄付月間(※)の認定企画として、「助成団体のこころ」と題し、会員である助成団体を紹介するページをセンターWEBサイト内に作成しました。寄付月間の趣旨に鑑みWEBサイト上で一般寄付の受け入れを掲載されておられる財団を中心に、設立の経緯(歴史やエピソード)、助成に対する想いをつづっていただくページです。助成団体の設立にあたっては、大きなお金を持つ企業などが寄付を出捐しているだけではなく、思っている以上に「多くの人や団体のこころ」が深くかかわっているということ、また、助成財団が助成を続けるうえで、寄付はとても重要な助成金の原資の一つであるということ、より多くの方々に知ってもらうことを目的としております。

寄付月間の認定企画としてスタートいたしました、今後も続けて掲載してまいります。



※寄付月間(Giving December)とは  
(<http://giving12.jp/>)

NPO、大学、企業、行政などで寄付に係る主な関係者が幅広く集い、寄付が人々の幸せを生み出す社会をつくるために、12月1日から31日の間、協働で行う全国的なキャンペーンです。この間に全国的なキャンペーンとして、寄付に関連したイベント、シンポジウム、キャンペーンなどの企画を実施、寄付月間に賛同する多くの団体・個人が寄付文化の醸成(寄付の啓発)のため協働で行います。2015年12月より始まり、昨年5年目を迎えました。



「2019年度 助成財団フォーラム」のお知らせ  
 助成財団に望まれるアウトリーチ活動を考える  
 ―現場との対話を通して社会的理解の促進へ―

1. 日 時：2020年2月7日(金)  
 13:00～17:55(受付開始は12:30から)  
 ―フォーラム終了後、18時頃から19:30頃まで  
 <交流懇親会>を予定―
2. 場 所：大手町ファースト スクエア カンファレンス  
 (イーストタワー2F)【Room B・C】  
 東京都千代田区大手町1-5-1  
 ファーストスクエア Tel 03-5220-1001
3. 定 員：約150名(定員になり次第、締め切らせていただきます)
4. プログラム  
 来賓ご挨拶  
 「公益法人に関する直近の課題・動向について」(仮題)  
 米澤 俊介様 内閣府公益認定等委員会 事務局長  
 【第1部】  
 基調講演Ⅰ  
 「助成財団が必要とするアウトリーチ活動を目指して」  
 (公財) 秋山記念生命科学振興財団 理事長  
 秋山 孝二さん  
 基調講演Ⅱ  
 「米国における助成財団のアウトリーチ活動の現状」  
 (公財) 笹川平和財団 常務理事 茶野 順子さん  
 【第2部 ― 助成財団のアウトリーチ活動 事例報告(順不同)】  
 報告1 助成対象者を現地に訪問し、助成活動の理解を深める  
 (公財) キリン福祉財団 常務理事・事務局長  
 太田 健さん  
 報告2 助成対象者の交流の機会を用意する  
 (公財) 渥美国際交流財団 理事・事務局長  
 角田 英一さん

- 報告3 現場にでかけて助成プログラム開発のための調査活動によりニーズを探る  
 (公財) みんなでつくる財団おかやま 専務理事  
 石田 篤史さん
- 報告4 助成の成果や公募の情報を広く関係者に伝え、助成に対する理解を深める  
 (一財) キヤノン財団 事務局長 星野 哲郎さん
- 報告5 助成対象者の成果を広く社会(関係者)に伝える  
 (公財) 住友財団 常務理事 蓑 康久さん  
 (公財) サントリー文化財団 顧問 今井 渉さん
- 報告6 複数の財団が現地に出向き、助成に関して地域との理解を深め交流する  
 NPO支援財団研究会  
 (報告は、(公財) トヨタ財団 事務局長 大野 満さん)  
 【第3部 ― より良い制度と助成活動のために一質疑と意見交換】  
 【第1部・2部】についての質問/  
 意見票による質疑と意見交換

交流懇談会 於・【Room A】

※なお、プログラムの内容については、一部変更となる場合もありますので、予めご了承ください。

- 参加費：【フォーラム参加費】(一般)お一人 11,000円(税込)  
 (会員)お一人 8,000円(税込)  
 【交流会参加費】 お一人 4,000円(税込)  
 (一般および会員とも)

お申込み等：<http://www.jfc.or.jp/tsudoi/tsudoi-top/>



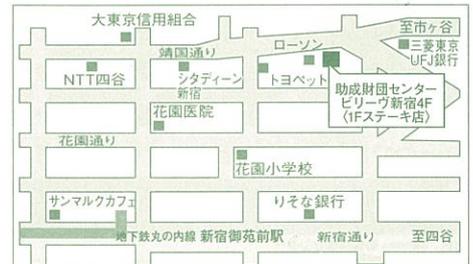
編集後記

◆2020年となりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。今号は、毎年2月開催の助成財団フォーラムのテーマ「助成財団のアウトリーチ」にちなんで、山岡理事長にアウトリーチと、具体例として、NPO支援財団研究会の活動について紹介いただきました。またその関連として、11月に東京八王子市において開催されたNPO支援財団研究会主催のNPOシンポジウム in 多摩について、八王子市市民活動支援センター・センター長の浜野悦博さんにご報告いただきました。

◆今号の財団紹介は、京都に本拠を置く公益財団法人稲盛財団です。歴史ある京都賞をはじめ、研究助成や昨年度から始めたフェローシップ、そして新たに開始した「こども科学博」についてもご紹介いただきました。

◆ここ数年は、主だった助成財団の設立〇十周年が集中して到来しています。今号は、公益財団法人日本生命財団(ニッセイ財団)の設立40周年記念の事業をご紹介いただきました。各財団とも単なる記念事業ではなく、これまでの検証と今後の展開への視点を持った事業を行っています。是非参考にしてください。

(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄り出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡して下さい。)

JFC Views No.99 January 2020

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター  
 発行日 2020年1月24日  
 編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階  
 Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858  
 URL <http://www.jfc.or.jp>  
 E-mail [office@jfc.or.jp](mailto:office@jfc.or.jp)

# 日本の助成財団の現状

## 1. 概況

### 1-1. 助成財団の定義

2020年1月現在の財団・社団の数は、公益財団法人5,521、一般財団法人7,496、公益社団法人4,197、一般社団法人59,901ある。※1

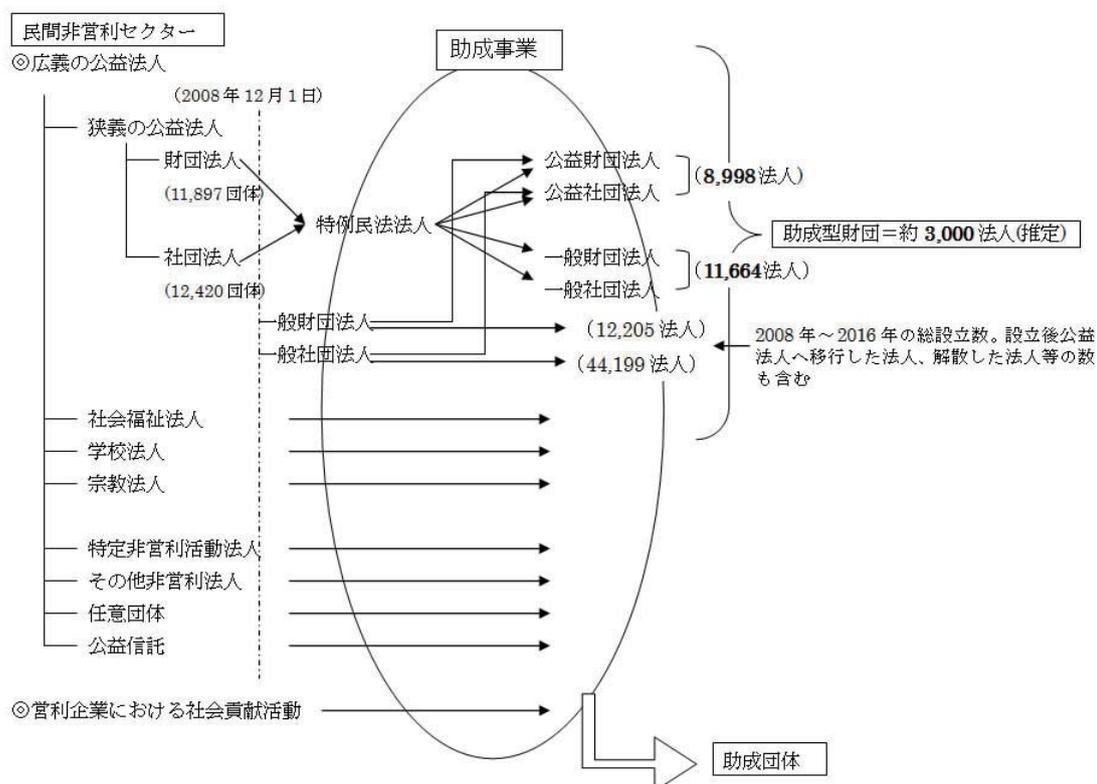
これらのうち、当センターが把握している助成型財団（後述の対象A）は2,061あり、その中で特例民法法人から公益法人へ移行したものが、1,456（財団1,356、社団100）、一般法人へ移行したものが394（財団345、社団49）、新制度施行以降に設立され法人は136あり、そのうち公益法人へ移行したものが107ある（2019年11月の調査時点）。残り74は社会福祉法人等である。 ※2

調査は、上記2,061団体を含む3,693団体に調査表を送った。これらは、内閣府の公益法人データベース、インターネットの検索サイトやその他の情報源より新たに抽出等を行った。調査の結果、1,832団体から有効回答を得た。 ※3

本統計では、従来通り以下の事業を行う団体を「助成財団」と定義し、一般、公益の区別はせずに対象とした。

- (1)個人や団体が行う研究や事業に対する資金の提供
- (2)学生、留学生等に対する奨学金の支給
- (3)個人や団体の優れた業績の表彰と、賞金等の贈呈

図1 助成財団の位置づけ



※1 国税庁の法人番号公表サイトでの検索より（2020.1.8現在）

※2 内閣府による「平成30年公益法人の概況及び公益認定当委員会の活動報告」によると、公益目的事業の事業類型別（18類型）の法人数のうち「助成（応募型）」は、2,930団体（うち財団2,424、社団506）となっている。

※3 これらには、財団、社団、社会福祉法人以外の助成事業を行っているNPO法人、企業、行政、他も含まれる。

また、「社団法人」や「社会福祉法人」等、制度上は財団法人以外の公益法人であっても活動内容が同等なものは「助成型財団」に含めている。一方、特定非営利活動法人、独立行政法人(旧特殊法人)、公益信託、企業(内部基金含む)等は分析対象から除いている。

※当初からの定義では「型」の字を含むが、以下本稿では助成財団と表記する。

## 1-2. 調査分析の対象

本書で分析対象とする助成財団の母集団は、2019年度の調査結果と、過去に行ってきた調査結果の累積から、次の2通りとした。

### [対象A] 1987年から2019年まで31回の調査結果の

#### 累積に基づく母集団

1988年以來行ってきた調査に回答した財団のうち、財団の概要およびプログラム内容についての記載があり、かつ現在も助成活動を継続しているものを[対象A]とする。

#### 対象A：2,061(前回2,045\*)財団

※ 2018年度調査の数値(以下、同じ)

設立年など、年度毎にあまり変化しないデータに関する分析は、[対象A]を母集団とした。

### [対象B] 2019年の調査結果に基づく母集団

[対象A]のうち、2019年7月の調査に回答し、最新のデータ(2018年度決算)を提供したもののうち、正味財産(資産総額)の記載があり、かつ年間助成総額が500万円以上のものを[対象B]とする。

#### 対象B：972(前回962)財団

資産規模や事業規模など毎年変化するデータに関する統計的分析は、[対象B]を母集団とした。

## 1-3. 今回の調査結果の要約

### (1)助成財団設立数の推移

1990年をピークに91年以降、助成財団の年間設立数は顕著に減少している。

### (2)資産規模

[対象B]には、2018年度決算(2019年3月末)時点では、公益財団法人803、一般財団法人113、公益社団法人32、一般社団法人12、社会福祉法人12が含まれている。

なお、2006年度から公益法人会計に新会計基準(財産の時価評価額表示等)が導入された。このため現状の公益法人会計の決算では新会計基準と旧会計基準が混在しているので、資産合計や資産の順位等は同一基準での計算ができない。因みに対象Bの972財団のうち、新会計基準を採用しているのは967財団で、約99%が新会計基準である。

### (3)助成事業規模

972財団の助成事業費の合計は約1,131億円。年間助成額が5,000万円未満の財団が全体の72%を占め、5億円以上の財団は3%である。

### (4)助成事業の内容

助成の事業形態別に見ると、研究助成が抜きん出て多く、研究支援関連の助成と、文化、福祉、NPO・市民活動等の事業プロジェクトへの助成および育英奨学のプログラム数を比較すると、2011年度までは長らく5:2:3という比率であったが、2012年度以降はほぼ2:1:1となっている。注目すべきは僅かずつではあるが、時代のニーズを反映して事業プロジェクトへの助成が増えてきていることである。

助成事業の分野別に見ると、「科学・技術」「医療・保健」などの自然科学系の分野が多い。この10年間、事業分野別のプログラム数の比率はほとんど変わっていない。

年間助成の合計額は、バブル崩壊後の低金利政策等の影響もあり、1993年度より減少傾向が続いていたが、2012年度以降、増加傾向に転じている。

## 2. 設立数推移

### 【対象A】(2,061 財団)について

[対象A] 2,061団体の内訳は、公益財団法人1,462団体、公益社団法人102団体、一般財団法人369団体、一般社団法人54団体、社会福祉法人74団体(2019年11月現在)である。このうち特例民法法人から公益財団法人へ移行したものが1,456団体である。一方、新法施行後130 団体が一般財団法人として設立されたが、それらのうち公益財団法人へ移行したのは、106 団体である。

設立数推移統計は、移行登記によって法律上は旧法人の解散→新法人の設立となるが、移行法人について

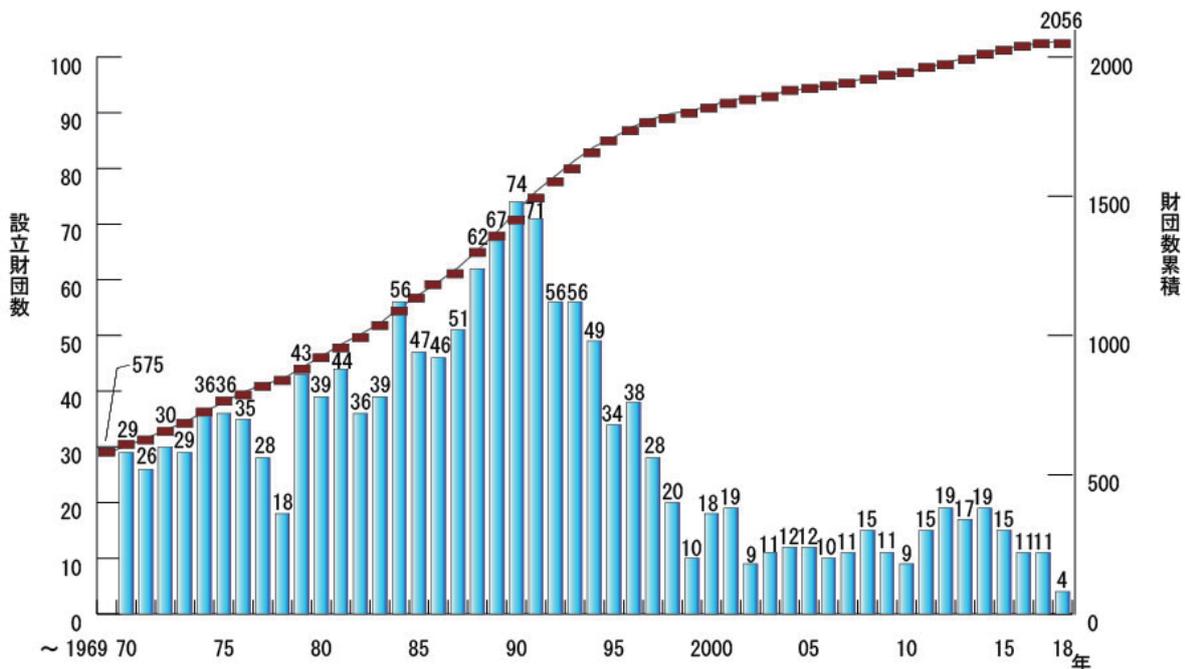
は旧法人の設立年で集計した。

[対象A] 2,061財団の設立年毎の数(棒グラフ)とその累積数(折れ線グラフ)をグラフにしたのが図2である。このグラフから、1980年代中盤から90年代初めに多くの助成財団が設立されたことがわかる。数の上では、80年代以降に設立されたものが全体の半数以上を占めている。

しかし、1991年以降の年間の設立数は減少してきており、特に95年以降は大幅に減っている。これはバブル経済崩壊後の日本の景気の低迷により、企業、個人共に新しい財団を設立するだけの経済的余裕がなくなったことを端的に示していると思われる。さらに、政府の超低金利政策により、仮に財団を設立しても助成事業を維持するだけの十分な資産運用益が期待できないということも、新規の財団設立を抑制する大きな要因となっている。

新制度後、財団法人そのものの設立は300万円の資

図2 1970年から2018年までの年次別財団設立数推移



産の拠出でできるなど容易になったが、長期の低金利が続いている現状では、設立が急激に増加するとは思われない。しかし、公益法人に対する税制優遇措置(特に寄附者に対する優遇措置)が拡充されたことを活かして、ほとんど基金を持たず、寄附によって助成金の原資や運営費を集めて一定地域内で事業を行う新しいタイプの助成団体が各地で生まれてきている。2011年にはそれらのネットワーク組織\*も立ち上がっており、今後この種の新しい地域密着型の助成団体が増えていくと思われる。

また、数は少ないが、設立者が個人またはファミリーの助成財団設立の新たな動向も注目される。

\*「市民ファンド推進連絡会」 2011年6月15日に市民ファンド10団体が世話人団体となって設立された。また、「一般社団法人全国コミュニティ財団協会」が2014年6月17日に10財団がメンバーとなって設立されている。

### 3. 資産および助成事業規模

#### [対象B] (972財団)について

以下では、助成財団センターによる2019年度調査で有効回答のあった[対象B] (972財団、以下同じ)について分析を行う。

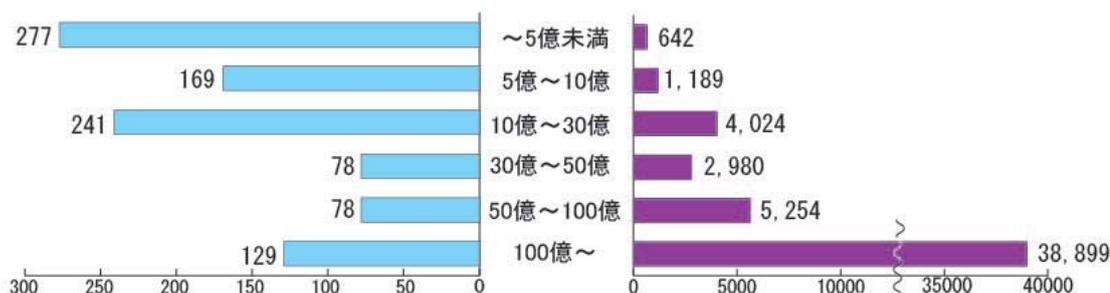
#### 3-1. 資産(正味財産)規模

ここでいう資産総額とは財務諸表上の正味財産のことである。

資産は主に債券や株式で運用されており、その評価額は2005年度までは財務諸表には簿価で記載されていたが、06年度から公益法人会計基準が改定され、時価評価額に移行することになった。全ての財団が一斉に移行するわけではないが、18年度では[対象B]の972財団のうち、新会計基準を採用しているのは967財団で、約99%である。しかしわずかではあるが、新旧双方の基準が混在する状態であり、資産合計や資産の順位等は同一基準での計算・比較ができない。以下の分析は

表1 / 図3 資産規模別財団数および資産合計 (6階層別)

| 資産規模     | 財団数 | %    | 累計   | 資産合計(億円) | %    | 累計   |
|----------|-----|------|------|----------|------|------|
| ～5億未満    | 277 | 28%  | 28%  | 642      | 1%   | 1%   |
| 5～10億    | 169 | 17%  | 46%  | 1,189    | 2%   | 3%   |
| 10億～30億  | 241 | 25%  | 71%  | 4,024    | 8%   | 11%  |
| 30億～50億  | 78  | 8%   | 79%  | 2,980    | 6%   | 17%  |
| 50億～100億 | 78  | 8%   | 87%  | 5,254    | 10%  | 27%  |
| 100億～    | 129 | 13%  | 100% | 38,899   | 73%  | 100% |
|          | 972 | 100% |      | 52,988   | 100% |      |



混在したまま行ったものである。

[対象B] 972財団の18年度末(数件の例外を除いて19年3月31日現在)の資産合計は約5兆2,988億円であった。資産規模別に財団の分布を示したのが表1/図3である。ここでは、資産規模を6階層に分け、各階層は「以上～未満」で区分した。資産規模10億円未満の財団が972件中446件で46%を占めている。資産規模100億円以上の財団は129件で13%に過ぎないが、資産の合計で見ると全資産の73%を占めている。

全てが旧会計基準であった05年度は、資産規模10億円未満が49%でほぼ同じ割合であるが、100億円以上は21財団3%であり現在の1/6弱、合計金額では33%と半分の割合であった。このことから、新会計基準による少数の大型財団と大多数を占める中小規模財団との二極構造がよりはっきりと示されるようになったと

言える。

日本の財団の資産総額上位20財団の状況は表2で①民間資金を基に設立された団体、②行政が設立の主体となっている団体の2つに分けて示した(試みに16年度の各財団のランキングも併せて表示した)。

表2 日本の上位20財団 資産総額

①民間資金を基に設立された団体

2018年度決算(単位:億円)

| 18     | 17 | 財団名               | 資産総額      | 年間助成額  | 設立年  | 行政庁 |
|--------|----|-------------------|-----------|--------|------|-----|
| 1      | 1  | 日本財団              | 2,765.92  | 334.54 | 1962 | 内閣府 |
| 2      | 2  | 上原記念生命科学財団        | 1,625.43  | 14.85  | 1985 | 内閣府 |
| 3      | 3  | 笹川平和財団            | 1,389.63  | 8.40   | 1986 | 内閣府 |
| 4      | 8  | 博報児童教育振興会(博報財団)   | 1,300.39  | 3.20   | 1970 | 内閣府 |
| 5      | 6  | 上月財団              | 987.83    | 1.28   | 2003 |     |
| 6      | 7  | 武田科学振興財団          | 970.56    | 26.03  | 1963 | 内閣府 |
| 7      | 4  | 中谷医工計測技術振興財団      | 934.82    | 6.85   | 1984 | 内閣府 |
| 8      | 5  | 神戸やまぶき財団          | 837.46    | 6.72   | 2012 | 兵庫県 |
| 9      | -  | 化学及血清療法研究所        | 788.61    | 0.07   | 1945 | 内閣府 |
| 10     | 13 | 鉄道弘済会             | 760.93    | 3.21   | 1932 | 内閣府 |
| 11     | 14 | JKA               | 617.14    | 51.33  | 2007 | 内閣府 |
| 12     | 11 | ロームミュージックファンデーション | 615.22    | 2.39   | 1991 | 内閣府 |
| 13     | 12 | 似鳥国際奨学財団          | 588.20    | 2.22   | 2005 | 内閣府 |
| 14     | -  | 小林財団              | 572.73    | 2.92   | 2002 | 内閣府 |
| 15     | 17 | 出光文化福祉財団          | 514.39    | 0.61   | 2003 | 内閣府 |
| 16     | -  | テルモ生命科学振興財団       | 503.37    | 2.45   | 1987 | 内閣府 |
| 17     | 16 | 市村清新技術財団          | 468.02    | 3.98   | 1968 | 内閣府 |
| 18     | 19 | 福武財団              | 442.08    | 0.65   | 2004 | 内閣府 |
| 19     | -  | 東洋食品研究所           | 441.08    | 0.08   | 1969 | 内閣府 |
| 20     | -  | ヒロセ国際奨学財団         | 411.18    | 3.75   | 1995 | 内閣府 |
| 20財団合計 |    |                   | 17,535.01 | 475.54 |      |     |

※行政が設立の主体となっていると思われる団体を除き、主として民間資金を基に設立された団体で作成した。

②行政が設立の主体となっている団体

2018年度決算（単位：億円）

| 18      | 17 | 財団名                      | 資産総額     | 年間助成額 | 設立年  | 行政庁 |
|---------|----|--------------------------|----------|-------|------|-----|
| 1       | -  | 東京都都市づくり公社               | 646.05   | 0.06  | 1961 | 東京都 |
| 2       | 1  | 北海道市町村振興協会               | 638.71   | 2.08  | 1979 | 北海道 |
| 3       | 2  | 埼玉県市町村振興協会               | 511.83   | 1.81  | 1979 | 埼玉県 |
| 4       | 3  | 河川財団                     | 286.05   | 2.06  | 1975 | 内閣府 |
| 5       | 4  | 関西・大阪 21 世紀協会            | 203.65   | 0.95  | 1982 | 内閣府 |
| 6       | 5  | 神奈川県社会福祉協議会              | 199.67   | 0.05  | 1952 |     |
| 7       | -  | 埼玉県社会福祉協議会               | 176.47   | 0.08  | 1951 |     |
| 8       | 6  | 大分県市町村振興協会               | 173.53   | 1.60  | 1979 | 大分県 |
| 9       | 7  | 日本食肉協議会                  | 168.41   | 3.20  | 1958 | 内閣府 |
| 10      | 8  | 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 | 164.75   | 0.08  | 1999 | 内閣府 |
| 11      | -  | 日本電気協会                   | 139.26   | 0.06  | 1921 | 内閣府 |
| 12      | -  | 沖縄県地域振興協会                | 138.84   | 1.70  | 1981 | 沖縄県 |
| 13      | 10 | 岩手県市町村振興協会               | 136.88   | 5.01  | 1979 | 岩手県 |
| 14      | -  | 宮崎県市町村振興協会               | 131.26   | 0.12  | 1979 | 宮崎県 |
| 15      | 11 | 沖縄県国際交流・人材育成財団           | 125.60   | 7.04  | 1972 | 沖縄県 |
| 16      | 12 | 秋田県育英会                   | 122.64   | 11.40 | 1900 | 秋田県 |
| 17      | 13 | 長崎県育英会                   | 122.20   | 3.09  | 1960 | 長崎県 |
| 18      | 14 | いしかわ県民文化振興基金             | 120.96   | 1.03  | 1990 | 石川県 |
| 19      | 9  | 日本国際教育支援協会               | 118.48   | 10.54 | 1957 | 内閣府 |
| 20      | 15 | 地域総合整備財団（ふるさと財団）         | 115.70   | 1.42  | 1988 |     |
| 20 財団合計 |    |                          | 4,440.58 | 53.38 |      |     |

3-2. 年間助成額の規模

各財団の事業のうち、助成・奨学・表彰等のいわゆる助成事業に支出した金額が年間助成額であるが、〔対象B〕972財団の18年度の年間助成額合計は約1,131億円であった。年間助成規模別に財団の分布を示したのが表4/図4である。

助成規模を6階層に分け、各階層は「以上～未満」で区分すると、年間助成額が5,000万円未満の財団の数が703団体、72%で全体の約4分の3を占めている。一方助成額5億円以上の財団は数の上では25団体で3%にすぎないが、助成金の合計は約659億円で全体の58%を占めている。こうして見ると、日本の助成財団の約半数が助成金額においては年間2,500万円以下の財団と

日本の財団の年間助成額上位20財団の状況は表5で①民間資金を基に設立された団体、②行政が設立の主体となっている団体の2つに分けて示した（試みに17年度の各財団のランキングも併せて表示した）。

表4 / 図4 年間助成等事業模別財団数および助成額（6階層別）

|             | 財団数 | %    | 累計   | 助成額(億円) | %    | 累計   |
|-------------|-----|------|------|---------|------|------|
| ～0.25億円未満   | 534 | 55%  | 55%  | 65      | 6%   | 6%   |
| 0.25～0.50億円 | 169 | 17%  | 72%  | 61      | 5%   | 11%  |
| 0.50～1.00億円 | 126 | 13%  | 85%  | 90      | 8%   | 19%  |
| 1.00～3.00億円 | 91  | 9%   | 95%  | 158     | 14%  | 33%  |
| 3.00～5.00億円 | 27  | 3%   | 97%  | 98      | 9%   | 42%  |
| 5.00億円～     | 25  | 3%   | 100% | 659     | 58%  | 100% |
| 合計          | 972 | 100% |      | 1,131   | 100% |      |

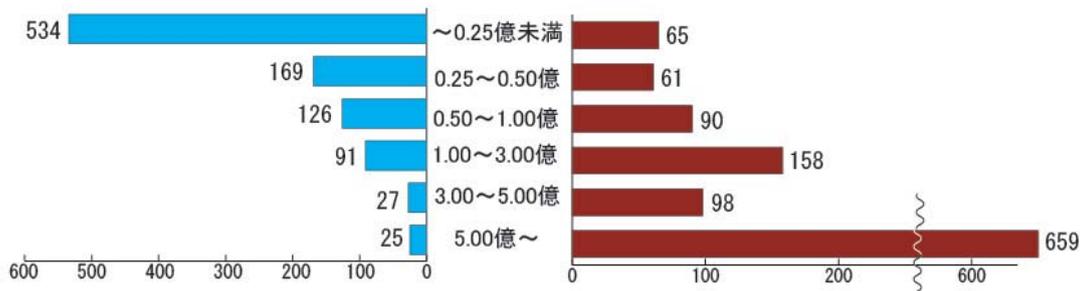


表5 日本の上位20財団 年間助成額

| ①民間資金を基に設立された団体 |    |              |        |           |      | 2018年度決算（単位：億円） |
|-----------------|----|--------------|--------|-----------|------|-----------------|
| 18              | 17 | 財団名          | 年間助成額  | 資産総額      | 設立年  | 行政庁             |
| 1               | 1  | 日本財団         | 334.54 | 2,765.92  | 1962 | 内閣府             |
| 2               | 2  | JKA          | 51.33  | 617.14    | 2007 | 内閣府             |
| 3               | 3  | 日本教育公務員弘済会   | 36.04  | 351.66    | 1952 | 内閣府             |
| 4               | 4  | 武田科学振興財団     | 26.03  | 970.56    | 1963 | 内閣府             |
| 5               | 5  | 上原記念生命科学財団   | 14.85  | 1,625.43  | 1985 | 内閣府             |
| 6               | 6  | ロータリー米山記念奨学会 | 12.17  | 103.73    | 1967 | 内閣府             |
| 7               | 7  | 笹川平和財団       | 8.40   | 1,389.63  | 1986 | 内閣府             |
| 8               | 8  | 中谷医工計測技術振興財団 | 6.85   | 934.82    | 1984 | 内閣府             |
| 9               | 9  | 神戸やまぶき財団     | 6.72   | 837.46    | 2012 | 兵庫県             |
| 10              | 13 | セコム科学技術振興財団  | 6.19   | 410.88    | 1979 | 内閣府             |
| 11              | 12 | 小野奨学会        | 5.58   | 406.74    | 1975 | 大阪府             |
| 12              | 14 | 内藤記念科学振興財団   | 5.42   | 390.43    | 1969 | 内閣府             |
| 13              | 16 | 三菱財団         | 4.53   | 340.18    | 1969 | 内閣府             |
| 14              | 17 | 中央競馬馬主社会福祉財団 | 4.52   | 63.82     | 1969 | 内閣府             |
| 15              | -  | 旭硝子財団        | 4.48   | 337.89    | 1934 | 内閣府             |
| 16              | 19 | 中村積善会        | 4.34   | 150.23    | 1947 | 内閣府             |
| 17              | 20 | 住友財団         | 4.29   | 238.28    | 1991 | 内閣府             |
| 18              | -  | 発酵研究所        | 4.09   | 131.57    | 1991 | 内閣府             |
| 19              | 15 | 市村清新技術財団     | 3.98   | 468.02    | 1968 | 内閣府             |
| 20              | -  | 喫煙科学研究財団     | 3.81   | 25.19     | 1986 | 内閣府             |
| 20財団合計          |    |              | 548.15 | 12,559.59 |      |                 |

※行政が設立の主体となっていると思われる団体を除き、主として民間資金を基に設立された団体で作成した。

②行政が設立の主体となっている団体

2018年度決算（単位：億円）

| 18      | 17 | 財 団 名          | 年間助成額  | 資産総額     | 設立年  | 行政庁  |
|---------|----|----------------|--------|----------|------|------|
| 1       | 1  | 大阪府育英会         | 38.32  | 17.56    | 1952 | 大阪府  |
| 2       | -  | 鹿児島県育英財団       | 14.57  | 11.75    | 1968 | 鹿児島県 |
| 3       | 2  | 北海道さけ・ます増殖事業協会 | 12.00  | 15.52    | 1967 | 北海道  |
| 4       | 3  | 秋田県育英会         | 11.40  | 122.64   | 1900 | 秋田県  |
| 5       | 6  | 日本国際教育支援協会     | 10.54  | 118.48   | 1957 | 内閣府  |
| 6       | 5  | にいがた産業創造機構     | 9.39   | 36.54    | 2003 | 新潟県  |
| 7       | 4  | 北海道高等学校奨学会     | 9.21   | 1.06     | 1973 | 北海道  |
| 8       | 8  | 沖縄県国際交流・人材育成財団 | 7.04   | 125.60   | 1972 | 沖縄県  |
| 9       | 7  | 交通遺児育英会        | 6.83   | 314.76   | 1969 | 内閣府  |
| 10      | 10 | むつ小川原地域・産業振興財団 | 6.54   | 69.57    | 1989 | 青森県  |
| 11      | 9  | 大分県奨学会         | 6.44   | 41.34    | 1961 | 大分県  |
| 12      | 12 | 岩手県市町村振興協会     | 5.01   | 136.88   | 1979 | 岩手県  |
| 13      | -  | ふくい産業支援センター    | 4.00   | 43.67    | 1971 | 福井県  |
| 14      | 14 | 島根県育英会         | 3.58   | 47.19    | 1958 | 島根県  |
| 15      | -  | 長崎県育英会         | 3.09   | 122.20   | 1960 | 長崎県  |
| 16      | -  | 日本ユネスコ協会連盟     | 3.01   | 24.65    | 1952 | 内閣府  |
| 17      | -  | とくしま産業振興機構     | 2.73   | 10.32    | 1967 | 徳島県  |
| 18      | 16 | 京都高度技術研究所      | 2.48   | 19.94    | 1988 | 京都府  |
| 19      | 15 | 富山県新世紀産業機構     | 2.23   | 33.13    | 1976 | 富山県  |
| 20      | -  | 北海道市町村振興協会     | 2.08   | 638.71   | 1979 | 北海道  |
| 20 財団合計 |    |                | 160.48 | 1,951.52 |      |      |

なっていることがわかる。

### 3-3. 経年変化

年間助成額が500万円以上の助成事業を継続している財団で、過去31年間の連続したデータのある80の財団については、経年変化をトレースすることができる。しかし、前述の通り2006年度からは新会計基準と旧会計基準が混在しているため、総資産については06年度7,844億円、07年度7,023億円、08年度6,354億円、09年度6,862億円、10年度6,721億円、11年度6,695億円、12年度7,686億円、13年度8,360億円、14年度9,934億円、15年度10,228億円、16年度10,740億円、17年度11,520億円、18年度10,430億円と時価ベース会計の影響で大きく変動することになり、05年度の2.5倍程度となる。このため簿価ベース以前との経年変化の比較はできない。

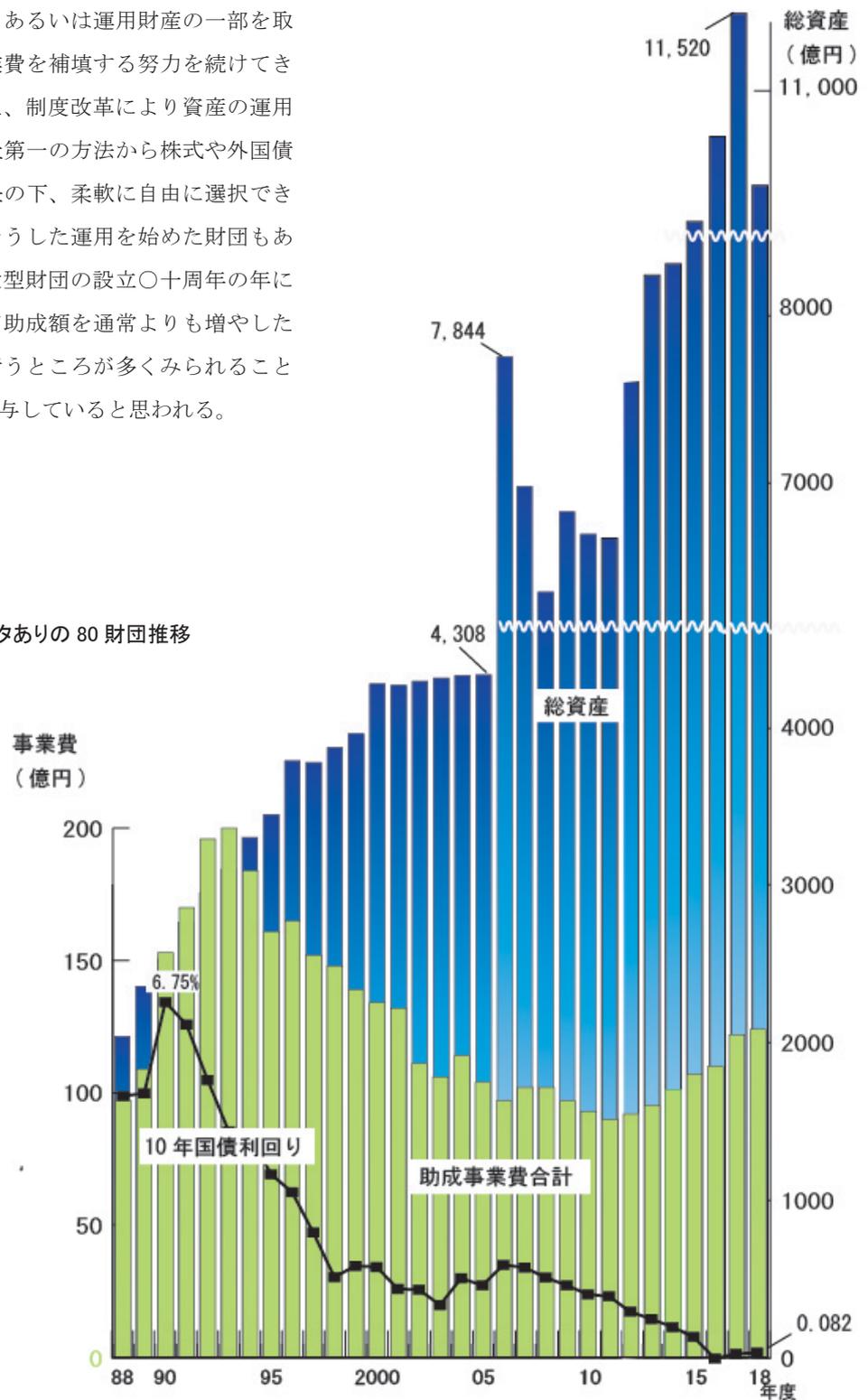
図5では、総資産ならびに助成事業費合計の推移と、助成財団の主な財源のひとつである10年もの国債の金利の変化とを重ね合わせてみた。

経年データの取れる80団体の総資産は概ね毎年増加してきたが2000年度以降05年度まではほぼ横這いであったが、06年度以降は時価評価のための額の増減が見られる。助成事業費の合計額は、1994年度より減少を続けているが、2000年度以降は年によって増減がある。05年度以降は、ほぼ横ばいであったが、12年度以降増加傾向に転じている。今回の調査では、前回(18年度調査)に年間500万円以上の助成を行った財団で今年度の助成額が500万円以下に減少した財団が19(前回30)財団あった。助成事業費の減少は、ここ数年の日本の超低金利政策の影響によるものであり、現在でも助成財団の資金事情は極めて厳しい状況にあることに変わりはない。

助成財団は基金の運用収入で年間事業費をまかっていると仮定すると、97年度以降では国債利回りの急落ほどには助成事業費合計が急下降していない。むしろ12年度以降は上昇傾向にある。実は、各財団とも助成金水準を少しでも維持するために、出捐企業からフ

ロー資金を導入したり、あるいは運用財産の一部を取り崩したりしながら事業費を補填する努力を続けてきていることがある。また、制度改革により資産の運用方法を例えば国債等安全第一の方法から株式や外国債券での運用等へ自己責任の下、柔軟に自由に選択できるようになったため、そうした運用を始めた財団もある。あるいは、近年は大型財団の設立〇十周年の年に当たり、記念事業として助成額を通常よりも増やしたり、記念の助成事業を行うところが多くみられることも助成事業費の増加に寄与していると思われる。

図5 過去31年間データありの80財団推移

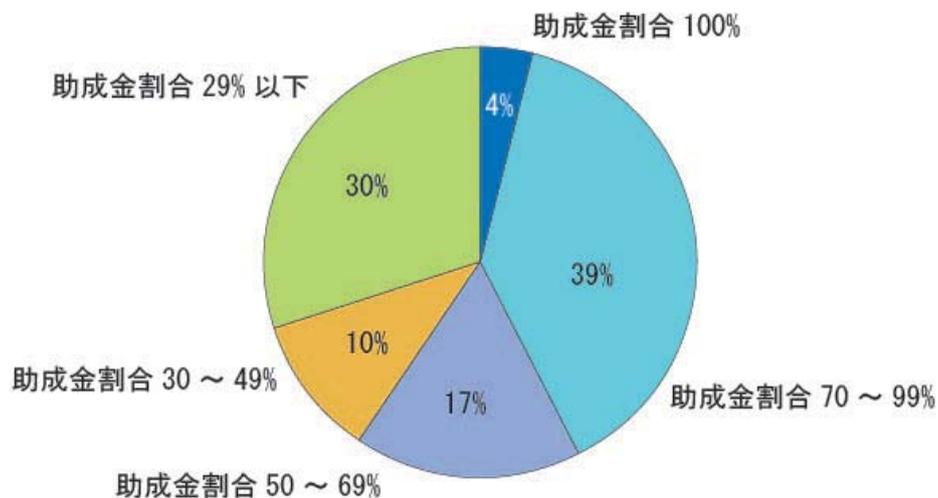


### 3-4. 総事業に占める助成の割合

助成財団はまた、助成事業のみを行っているだけでなく、財団独自の研究・調査などいわゆる自主事業を行っているものも多い。それを助成事業費と助成金以外も含めた事業費総額の割合からみたのが、図6である。ここでの対象は[対象B] 970財団のうち、事業費について有効回答があった897財団である。

事業費総額と助成事業費が一致、すなわち100%助成事業のみおこなっている財団は4%で、ほとんどの財団が助成事業の他に何らかの自主事業も行っている。しかし、全体でみると事業費総額のうち助成事業費の割合が70～99%以上の財団が39%、50～99%以上になると56%を占めており、事業の中心はやはり助成事業といえる。

図6 助成事業費／事業費総額の財団数分布（897財団）



## 4. 事業形態および事業分野

[対象 B] (972 財団)について

### 4-1. 事業プログラムについて

財団の助成・奨学・表彰等の事業の単位をプログラムと呼ぶ。ここでは事業形態と分野についてより具体的な実態を見るために、各財団が2019年度に実施した事業プログラムを対象にプログラム単位での分析を行う。

プログラムの実施方式としては、財団側で募集先あるいは助成先を選定する非公募のものから、応募の資格等を一切問わない一般公募のように公開性の高いものまで、いくつかのバリエーションがある。データ上では、プログラムの実施方式を「一般公募」「募集先限定」「非公募/自主選考」「自主事業」の4つに区分しているが、今回の分析では「自主事業」を除いたものを助成プログラムとし、さらにそこから現在休止中のものを省いたものをカウントした。

[対象B] 972財団のプログラムの合計数は2,112で、

これは1財団当たり平均2.2のプログラムを持っていることになる。

このうち「一般公募」は1,428件(68%)、「募集先限定」は538件(25%)、「非公募/自主選考」は146件(7%)である。

さらに「一般公募」の中でも応募者の年齢、国籍、居住地域などに制限を伴うことが少なくない。しかし、小規模の助成金を生かすために助成分野を特化したり、なんらかの限定を行うこと、すなわち優先順位(プライオリティー)を設定することは助成財団としてむしろ当然のことであり、公募の制限と財団の公益性とはまったく別の次元のことである。

表 7 事業形態コードおよび事業分野コード

| 事業形態コード  |                 | 事業分野コード |                          |
|----------|-----------------|---------|--------------------------|
| 研究       | 研究費助成           | 科学・技術   | 科学技術全般                   |
| 派遣       | 研究留学・学会派遣       | 人文・社会   | 人文・社会科学全般                |
| 招聘       | 外国人研究者等招聘       | 医療・保健   | 医学研究, 医療, 公衆衛生, 疾病対策等    |
| 会議       | 会議・学会等開催等       | 環境      | 環境保全・保護活動, 環境に関する研究      |
| 出版       | 出版, 編集翻訳等       | 教育      | 学校教育, 生涯教育, 奨学金, 教育研究    |
| 公演・展示    | 演奏会, 演劇公演, 展示会等 | 福祉      | 福祉活動全般, スポーツ, 青少年健全育成,   |
| 事業プロジェクト | 特定プロジェクト等       |         | 災害防止・救援, 福祉研究等           |
| 組織運営支援   | 団体の一般的目的, 運営    | 文化・芸術   | 芸術・文化・文学活動支援, 美術館・博物館支援, |
| 施設・備品    | 施設援助, 物品提供      |         | 文化財保全等                   |
| 奨日内      | 日本人への奨学金・国内     | 国際      | 国際交流, 国際協力               |
| 奨日留      | 海外留学のための奨学金     | 公共      | ボランティア活動推進, 人県, 地域経済開発,  |
| 奨外       | 外国人への奨学金        |         | 公共政策, 都市計画等              |
| 表彰       | 褒賞・表彰           | その他     | 上記以外の分野                  |
| その他      | 上記以外の事業         | 不特定     | 分野を特定しないもの               |
| 不特定      | 事業形態が多岐にわたるもの   |         |                          |

#### 4-2. 事業形態・事業分野の分類と特徴

プログラムは、大きくは助成、奨学、表彰の3つの助成形態に分類できるが、センターではこれをさらに15項目の事業形態に分類している。また、事業分野については、11項目に分類している。

図7は、事業形態別にプログラム数を示したものである。各プログラムの合計は2,520で調査対象のプログラム数2,112より多くなっているが、これはひとつのプログラムの中に複数の事業形態が含まれているものがあるからである。ただし、形態が4つ以上の多岐にわたるものは「不特定」としてまとめた。

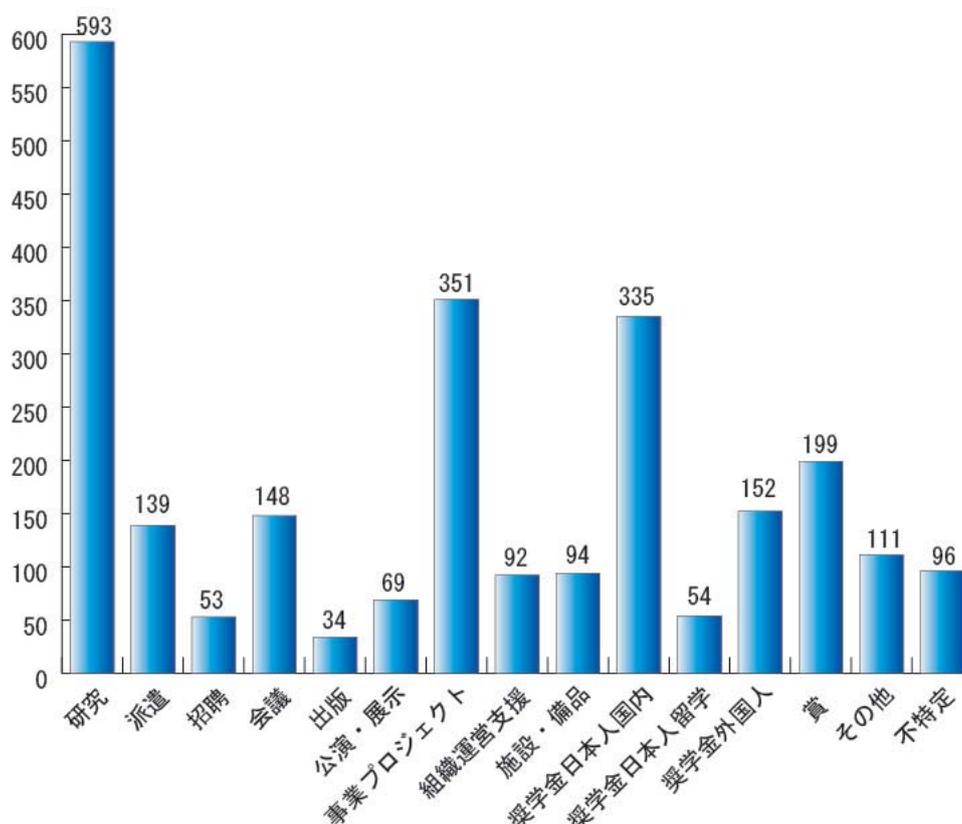
この図を見ると研究助成が592件と圧倒的に多く、2位以下に様々な形態の事業が分布していることがわかる。研究助成の他、派遣、招聘、会議、出版等の研究関連の助成プログラム数は966件であるのに対し、公演・

展示、事業プロジェクト、組織運営支援、施設・備品支援など、文化、福祉、市民活動等の諸事業に対する助成は605件、育英奨学(日本人向け国内、日本人向け留学、外国人留学生向け)が541件で、比較するとほぼ2:1:1の比率である。

研究助成を中心とする財団のプログラム構成は変わっていないが、近年のNPOの台頭を背景にして僅かずつではあるが、市民活動等の事業プロジェクトへの助成が増えてきていることがわかる。

図8は、それぞれの事業分野に属するプログラム数を示したものである。各プログラムの合計は2,512で調査対象プログラム数2,112を上回るが、事業形態の場合と同様に、ひとつのプログラムで複数の事業分野を含むものがあるからである。また4つ以上の分野を含むものは「不特定」にまとめた。

図7 事業形態別プログラム数 [対象 B] (総数 2,112)

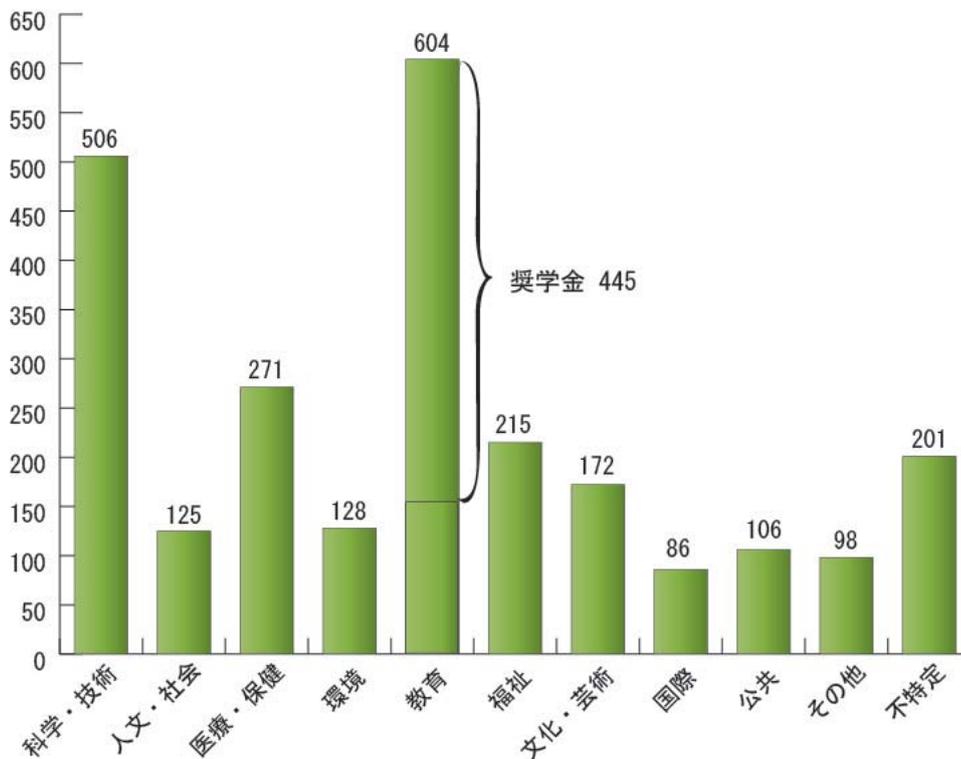


助成事業の分野別で見ると、「科学・技術」「医療・保健」などの自然科学系の分野が多くを占める。教育が第1位にあるのは奨学金(奨日内、奨日留、奨外)をここに含めているためで、奨学金を除く学校教育や教育研究等への助成プログラムは159件となる。

多くの財団は科学・技術の振興と、人材の育成に重点を置いて助成を行っていることがわかる。因みに[対象A] 2,061財団の[設立目的]の記述においても、「科学」または「技術」または「育成」の単語を含むものが818財団あった。

また、過去10年間の推移を見ても事業分野別のプログラム数の比率に大きな変化は見られない。

図8 事業分野別プログラム数 [対象B] (総数 2,112)



## 第 3 回 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議・ヒヤリングメモ（「想定される基本的な論点」を中心に）

(2/10 公益財団法人 助成財団センター 理事長 山岡義典)

| 第 2 回会議資料による基本的な論点   | センター役員・評議員の意見  | 執行部(理事長・専務理事・事務局長)の意見   |
|--|--|---|
| <p><b>(0) 公益法人のガバナンスのあり方</b></p> <p>(ア)ガバナンスが効いているとは？</p> <p>(イ)財団の方が理事会へのガバナンスが効きにくいのでは？</p> <p>(ウ)中小の法人にもガバナンス確保の目配りが必要では？</p> <p>(エ)理事に対する監事の役割が重要であることを明確にすべきでは？</p> <p>(オ)10 年の実績の中で現実に生じた問題と対策を分析すべきではないか？</p> <p>(カ)公益法人を選択する法人が減り、全体の公益の増進に逆効果になるのでは？</p> <p>(キ)ガバナンス確保のため、規制と自主的取り組みのバランスが必要では？</p> | <p>(イ)(ウ)(エ)について。事前の規制や過度な監督は不祥事の削減に効果がなく、公益法人の自主・自立、活動の活性化を阻害するとの認識から、事後の規制、監督に移行したのが今回の制度改革の趣旨であることは、立法過程に徴し明白である。</p> <p>(ウ)について。公益法人の規模をいかに考慮するかは視点が重要である。小規模財団に対し、最低限必要なことを考えると、現行の認定法で規定されている内容で十分である。</p> <p>(オ)について。必要なことは、具体的な不祥事の内容をより検証分析し、どのような事後対策が必要かについてキチンと議論すべきである。事前に一律にガバナンスを議論するのではなく、具体的にどのような仕組み、システムが必要かを整理して示すことが重要である。</p> <p>(カ)について。センターの 10 周年 P T のアンケート結果でも明らかなように、現状ですら公益法人への規制が強いことが公益法人を避け一般法人を選択する理由になっていることに注目すべきである。</p> | <p>(ア)の認識共有は重要である。「個人の背任行為や組織的な不正行為等の発生を抑制し、あるいは発生した場合には速やかに顕在化させることで臨機の対応ができること」と認識しているが、さらに考察・議論して定義づけることが重要である。</p> <p>(イ)(ウ)(エ)は議論としては重要であるが、いずれも法改正を必要とするほど重要なこととは思わない。公益法人の場合には(株式会社とは異なり)行政庁の立ち入り検査もあることを考えれば、検査のあり方を考えればいい。尚、(ウ)については、前回、小規模法人の事務簡素化が検討された際には、小規模法人の定義付けが困難なため、法制化において一律とされた経緯があるが、今回は規模を考慮した規制の在り方を検討すべきである。</p> <p>(オ)は最も重要なことである。この分析なき対策は机上の空論、あるいは説得力なき観念論としか言わざるを得ない。効果のない重荷を課すことで、多くの公益法人を疲弊させるだけになる。</p> <p>(カ)は助成財団の世界ではすでに発生しており、規制が強まればこれからも増えてくるだろう。一般財団を選択して社会的に有意義な公益活動を行っている助成財団はいくつもあ</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>る。</p> <p>(キ)はその通り。公益法人制度改革の趣旨からすれば、できるだけ自主的取り組みに委ね、公的規制は極力小さくすることである。</p>   |
| <p><b>(1) 評議員・社員のあり方</b></p> <p>(ア)一定規模以上の公益財団には「独立評議員」の選任を義務付けるべきか。</p> <p>(イ)財団の評議員も役員等の責任追及の訴えが提起できるようにすべきか。</p> <p>(ウ)評議員資格に役員と同様の一定の制約を設けるべきか。</p> <p>(エ)社員や評議員を一定数以上にすべきか。</p> <p>(オ)社員総会や評議員会を開催し易い仕組みやその権限を予め明確にすべきか。</p> <p>(カ)外部人材であることにより、責任を問われることないように留意すべきか。</p> | <p>(イ)について。公益法人制度改革有識者会議で、企業並みのガバナンスを確保する観点から、十分な検討の上、評議員には役員等の責任追及の訴えを付けなかった経緯がある。それはこれを認めれば、理事のなり手が確保できなくなるという深刻な問題（副作用）の存在があった。また、公益社団法人の場合には社員に役員等の責任追及の訴えを認めているが、実際に訴えた例があるのか、明らかにされたい。実効性が充分見込まれない中で副作用だけ大きくなる危険性がある。また、理事の財産運用などの積極策などに対して、ブレーキをかけることになりかねないと懸念する。</p> <p>(エ)について①。人数を決定する妥当な考え方を示すのは難しいので、妥当性を判断できない。定款にある3分の2以上の条項からすると、最低人数という意味では、3名ではないかと考えられる。</p> <p>(エ)について②。「評議員の人数が多すぎるからガバナンスが充分でないので減らせ」という勧告はあるが、逆の勧告すらない中で、なぜ評議員の人数を増やす提案がなされるのか？地方法人や生まれたての法人には甚大な影響を与えかねないので反対すべきである。</p> | <p>(ア)の「独立評議員」については、その目的や意味が不明で必要性を感じない。出捐者や代表理事・業務執行理事の血縁者や関連法人の役職員以外で無償の評議員はすべて「独立評議員」といえる。それ以上の「独立」要件は想定しにくい（法的に規定できるのだろうか？）。公益認定要件として(ウ)の制約を確保すれば十分と考える（一般法人まで適用する必要はない）。</p> <p>(イ)については、その必要性の根拠はあるのか。社団法人の社員は法人のオーナーであり、財団の評議員をそれと同等に見做した議論で説得力を欠く。理事になり手がなくなる副作用の方が大きい。</p> <p>(ウ)の評議員資格に役員と同様の一定の制約を設けるべきについては、(ア)で既述の通りで、この要件により評議員の独立性を確保できる。</p> <p>(エ)については、社員と評議員を同列に考えるべきではない。特別決議の有効性を考えれば、評議員定数3名以上とすることを認定要件とすることはありえる。</p> <p>(オ)社員総会と評議員会を同列に考えるべきではない。現法を改正するほどの問題があるのか、具体的に問題点を検討したうえで判断すべきである。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | (カ)「独立評議員」を「外部人材」と考えているようだが、そのイメージが湧かないので何とも言えない。   |
| <p><b>(2) 役員のあり方</b></p> <p>(ア)一定規模以上の公益法人に「独立理事」「独立監事」の選任を義務付けるか？</p> <p>(イ)義務づける場合の規模や外部性・独立性の基準は？</p> <p>(ウ)一定規模以上の公益法人に常勤監事の義務付けや非常勤役員に一定頻度の日常勤務に関与し、責任を負う仕組みは？</p> | <p>(ア)について。外部性等を会社法に求めることは適切ではないかもしれないが、外部性・独立性は必要である。</p>   | <p>(ア)については、出捐者・代表理事・業務執行理事の血縁者や関連法人の役職員以外で無償の理事はすべて「独立理事」と言えるはずで、現行法でも確保できている。現行法の「監事」も立場としては「独立監事」といえるので、なぜ別の独立性が必要なのか。</p> <p>(イ)については、前項の前提から判断できない。</p> <p>(ウ)については、役員の規定を複雑化しないほうがよい。これによって何が解決できるのか分からない。</p>  |
| <p><b>(3) 外部監査体制の徹底</b></p> <p>(ア)現行の会計監査人設置基準についてどう考えるか。改正が必要なら、その基準は。</p> <p>(イ)一定以上の補助金等を受給している場合、上記以外に新たな基準が必要か。</p> <p>(ウ)社会福祉法人や医療法人などの外部監査の基準とのバランスを考慮すべきでは。</p> | <p>(ア)について①。会計監査人制度の基準を下げることで大きな負担を被る中堅の公益法人の活動を低下させる懸念がある。</p> <p>(ア)について②。会計監査法人の設置は、費用と効果の観点から疑問。罰則強化の方が効果があると思われる。</p> <p>(ア)について③。法定基準を引き下げるのであれば、国等が監査に足るだけの会計監査法人の公益認定法、公益法人会計基準の知識があることについてまずその能力を担保することが先決である。</p> <p>(ウ)について。社会福祉法人はその業務の性格上、民間の</p> | <p>(ア)については、基準以下の法人について問題が発生しているかどうか実態調査を行わないと判断できない。その基準も実態調査から判断すべきである。助成財団についての手持ちデータでは、現行基準を超える助成財団は存在しない。</p> <p>(イ)補助金等といっても国や自治体によって内容も金額も多様である。それぞれの施策側で補助対象法人の組織要件を決めればよい。</p> <p>(ウ)については、立法趣旨も組織態様も運営実態も異なる法人類型を横並びでバランスさせる必要はない。内発的な要件から決めるべきである。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>営利事業と競合する側面がある上に、様々な法的なサポートが用意されており、業務の公正性を保つためにより厳しい要件が必要とされている。より公益性が高く、公的資産、実質的に国民の税金が投入されるケースが多く、かつ認可制により、厳しく設立が規制されていることから、より強いガバナンスと厳しい監督が要求されている。大半の公益法人はそのような状況にはなく、法改正までして一律に強化する根拠に乏しい。</p> |   |
| <p><b>(4) ガバナンスの自律性と透明性の確保</b></p> <p>① 公益法人等による情報開示について、国民にガバナンスの実効性を高めるために、どのような方策が考えられるか。</p> <p>(ア) 法人が作成・開示する資料のガバナンスに関する記載は十分か。</p> <p>(イ) これらの資料の閲覧請求を不要とすることについて、どう考えるか。</p> <p>(ウ) 「公益法人 information」の内容や利便性は十分か。</p> <p>② ガバナンスの自律性と透明性を確保するための法人自身による取組み、例えばガバナンス・コードについてどう考えるか。</p> | <p>② (ウ) について。ガバナンス・コードの必要性に疑問であり。現行の認定法で大多数の公益法人は十分である。不適切な事案を発生させた法人をガバナンス・コードで抑制できるとは考えにくい。罰則強化の方が効果がある</p>   | <p>① ガバナンスの強化策として、充実した情報開示は欠かせないとの認識であり、(ア)については事業報告書等の中でガバナンスに関する記載を充実させていく。(イ)については、閲覧請求は不要とし、オンラインを活用した情報開示を徹底する。(ウ)については、内容が充実してきているが、膨大なデータ量となることから、利便性をよくするための検索機能等の充実が必要である。</p> <p>② (ア) 公益財団組織内での情報共有・規律の明確化と対外的な情報提供の位置づけと考える。</p> <p>(イ) 公益財団のガバナンス強化については、助成財団の多くは職員数が3～4名にすぎないことから、自らが自主・自律的に対応すべきものと考え、ガバナンス・コードに拘ることはない。</p> <p>現状、法律(一般法人法、公益認定法、政省令、ガイドライン)及びFAQ等が存在し、各公益財団は、それらに基づき、定款・規定を策定し、運営している。</p> |

|  |              |   |
|--|--------------|---|
| <p>(ア)このような取り組みにどのような意義があるか。</p> <p>(イ)策定主体や内容についてどう考えるか。</p> <p>(ウ)行政庁はどのように関与すべきか。</p>                       | <p>と考える。</p> | <p>ガバナンスの自律性と透明性の確保については、自主的に判断して、ガバナンス・コードを新たに策定するか、倫理規程や行動基準を改訂・作成するか判断すべきである。</p> <p>(ウ)行政庁は、策定に関与したり、適用を推奨したり、立入検査の対象とすることは、すべきではないと考える。</p> <p>個々の公益財団に対する検査の実施により、ガバナンスの発揮が不十分な事例が発見された場合、指摘・改善指導するとともに、各年度行ったオンサイト・モニタリングの結果(個別の指摘事例等)について、事例とともに整理し、検査結果事例集として公表すべきである。</p> |
| <p><b>(5) その他</b></p> <p>解散時の残余財産の帰属先等への行政庁の関与。</p> <p>(ア)届け出制から承認制に変えるべきか。</p> <p>(イ)法人解散に伴う支出費用等は開示すべきか。</p> |              | <p>(ア)については、どのような問題があって提案されているのかわからないが、届け出制で良いと考える。</p> <p>(イ)については、法人解散に伴う支出費用の開示についても同様である。不都合があるとなれば実態をみて判断すべきである。</p>   |